

# フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (4)

——ジロンド派の憲法原理——

辻村みよ子

## 序章

問題の所在

——フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

一 本稿の目的と分析視角

二 一七九三年憲法をめぐる研究状況

(1) 歴史学における一七九三年憲法の位置づけ

(2) 憲法学及び憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

(以上(1)、一六号掲載)

## 第一章 フランス革命とジャコバン主義

一 フランス革命の構造と憲法思想

(1) フランス革命の担い手と憲法思想

(2) 一七九三年の革命状況

二 ジャコバン派とジャコバン主義

(1) ジャコバン・クラブの展開

(2) 一七九三年のジャコバン派とジャコバン主義

(以上(2)、一八号掲載)

## 第二章 一七九三年憲法の成立

一 一七九三年憲法の制定過程

経過

(1) 国民公会での審議と条文の変遷

二 一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴

(1) 人民投票による成立

(2) 一七九三年の憲法私案の特徴

(以上③、二〇号掲載)

### 第三章 一七九三年の憲法原理

一 ジロンド派の憲法原理

(1) コンドルセの憲法思想とジロンド憲法草案

(2) ジロンド憲法草案の原理

I 人権原理

II 統治原理

二 モンターニュ派の憲法原理

三 ロベスピエール・ジャコバン派の憲法原理

四 アンラジエの憲法原理

### 第四章 一七九三年憲法の限界と歴史的展開

資料 一七九三年憲法(人権宣言)、ジロンド草案(人権宣言)、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳

文比較対照表

### 第三章 一七九三年の憲法原理

#### 一 ジロンド派の憲法原理

(1) コンドルセの憲法思想とジロンド憲法草案

フランス憲法史上で「ジロンド憲法」と称されるコンドルセ起草の憲法草案(ジロンド憲法委員会草案)は、一

七九三年二月一五—一六日に国民公会に提出され、ジロンド派主導期の憲法案審議の対象として一七九三年憲法の成立に多大な影響を及ぼした。一七九三年憲法制定過程におけるジロンド・モンターニュ両派の憲法草案（および両派主導による憲法制定作業）の連続と断続の関係、さらに、一七九三年憲法研究におけるジロンド憲法草案の重要性についてはすでに前章でみたとおりである。

従来のフランス憲法史学あるいは歴史学研究では、ジロンド憲法草案とモンターニュ憲法（一七九三年憲法）との憲法原理上の近似性が指摘されてきた反面、ジロンド派Ⅱ大ブルジョワジー、モンターニュ派Ⅱ小ブルジョワジー・農民の代表という階級対立的な視点が強調され、ジロンド憲法草案およびコンドルセの憲法思想が、もっぱら上層ブルジョアイデオロギーの表明として理解される傾向があった。しかし、このような両憲法（草案）における憲法原理上の近似性（とりわけジロンド憲法草案の統治原理の民主的性格）は、ジロンド派とモンターニュ派との階級対立の構図から説明することは困難である。ましてや、ジロンド草案の憲法原理やコンドルセの憲法思想を、一七九三年とは異なる状況下で上層ブルジョワジーの利益にそって確立された一七九一年憲法の原理やそのイデオログとしてのフウイヤン派の憲法思想と同視することはできない。すでに序章と第一章でみたようなフランス革命の構造分析をふまえた上で、近代市民憲法原理（ブルジョア憲法原理）の本質と限界との関係から、ジロンド憲法草案の憲法原理上の位置づけを明確にし、一七九三年憲法の憲法原理との比較を行うことが本章の課題とされる所以である。

ここでは、さらに、上層ブルジョワジーの利益の擁護者と解されるジロンド派の一般的な憲法原理とジロンド憲法草案（コンドルセ草案）のそれとの関係、ジロンド派の中でのコンドルセの憲法思想の位置なども明らかにする必要がある。以下では、従来からジロンド派の憲法原理の表明として捉えられてきたジロンド憲法草案を、コンドルセの憲法思想の集大成と解する立場から、まず、コンドルセ自身の憲法思想をみた上で、ジロンド憲法草案の

人権原理・統治原理上の特色や限界について検討を行うことにする。

(a) コンドルセの憲法思想

「最後のフィロゾフ」と呼ばれ、才人として名高いコンドルセ（マリィジャンアントワーヌニコラ・カクタ・コンドルセ侯爵、Marie-Jean-Antoine-Nicolas Carita, marquis de Condorcet）は、一七四三年九月一七日、北フランス、ピカルディの小都市リブモンに、侯爵の子として生まれた。彼は、数学者として二六歳で科学アカデミーに入り、三九歳でアカデミー・フランセーズの会員となつて、革命前夜のサロンで当時の経済学者や哲学者達との交流を深め、数学や天文学の他、政治・経済・社会・教育・宗教等について多くの論説を発表した。<sup>(1)</sup>

彼に影響を与えた思想家は、モンテスキューやルソーのほか、ディドロ、ダランベールらの「百科全書派」、ケネー、チュルゴらの「重農主義者（フィジオクラート）」など多様であつたが、彼はこれらの思想家の影響下に独自の哲学を形成した「フィロゾフ」の最後の代表者であつた。また、その思想を現実の政治や経済政策に応用した革命政治家の一人でもあつた。<sup>(2)</sup>

一七八九年に革命が勃発すると、当時国民議會議員ではなかつた彼も一早く革命を支持し、同年九月からはパリのコミューンの委員として、また、立憲君主制論者を中心とする「一七八九年クラブ」の一員として活動した。一七九一年六月のヴァレンヌ逃亡事件以後は他の多くの革命指導者達と同様、共和制支持者となり、国民公会のジロンド派主導期における中心人物として、ジロンド憲法草案のほか、教育に関する諸改革案を起草した。しかし、一七九三年六月の追放によって逃亡生活を余儀なくされ、未刊の大著『人間精神進歩史』を執筆中の一七九四年三月二八日、逮捕され、翌日自殺した。

コンドルセの憲法思想のうち、その自由主義的な経済思想は、自然権を基礎とする人権原理に結実し、また、その民主主義的な政治思想は、選挙や地方行政等の統治原理に反映して、ジロンド憲法草案を構成する要素となつた。

以下では、コンドルセの活動期間を大まかに革命前夜、革命初期（共和主義者を自認する一七九一年後半以前）および後期（一七九二年から一七九四年まで）に区別し、革命の進展に伴う憲法思想の変化に留意しつつ、彼の社会・経済思想と政治思想について概観しておくことにしよう。

### ① 社会・経済思想

コンドルセの経済思想には、個人的にも交際の深かったチュルゴの影響が最も強く、一七七四年にチュルゴが財務総監に就任すると、コンドルセも造幣総監 (Inspecteur général des Monnaies) に登用され、財務官吏として経済問題に関する論文を発表し始めた。<sup>(3)</sup>

革命前夜において、コンドルセは、まず、穀物取引の自由の問題に関して『小麦取引に関する省察』<sup>(4)</sup>（一七七六年）を刊行し、「人民の食糧を確保する方法は、穀物取引を完全に自由にする<sup>(5)</sup>ことである」として穀物取引の完全な自由を主張し、ネッケルの財政政策を批判した。彼は、チュルゴに従って、農業によって生み出された余剰価値すなわち純生産物こそが真の富であると考え、この余剰価値の増大のために、穀物取引の自由や穀物輸出の制限撤廃、価格の公平化などを要求した。<sup>(6)</sup>このような経済自由主義が、フィジオクラートの自由放任政策に通じるものであったことは言うまでもない。また、コンドルセは、『賦役に関する省察』<sup>(7)</sup>（一七七五年）、『賦役の禁止について』<sup>(7)</sup>（一七七六年）のなかで、当時の農民を窮乏させていた賦役制度の苛酷さを訴え、その撤廃を主張した。同時に、チュルゴの政策であった同業組合の廃止（チュルゴの辞任によって廃止後二年で復活していた）を支持し、手工業者のための職業の自由、雇用者との契約の自由を主張した。これらの主張は、自然権としての所有権の絶対性についての思想を基礎にもっていたが、コンドルセは他方で、「所有に関する法律が制定されるのは、（富者の保護のみならず）財産を少ししか持たない貧者を保護するためである」として、経済的弱者保護の法律を立法者に対して要求し、<sup>(8)</sup>土地所有の正当性を擁護しつつも、やがては大財産の制限に進む方向を打ち出していた。<sup>(9)</sup>このことは、

『チュルゴ氏の生涯』(一七八一年)のなかで、チュルゴの理解する「社会秩序の主体」をさらに民主化し、「共和政体がすべてのなかで最もよいものである」<sup>(10)</sup>と称するに至ったこととあいまって、経済思想におけるチュルゴの超越を意味するであろう。<sup>(11)</sup>

次に、革命初期においても、コンドルセは財政に関する多くの論文を発表し、実際に、国庫委員(Tesorerie)として財政・租税改革に熱意を注いだ。彼は、革命以前から土地に対する直接税を要求し、チュルゴの統一税(impôt unique)の考えを支持していたが、一七九〇年に著した『個人税について』という論文では、個人とりわけ富者から比例的に税を直接徴収する制度を主張し、累進税を承認する方向を打ち出した。<sup>(12)</sup>「大財産の存在自体が有害である。それらが平等に近づくことが有益であり、それなくしては、諸権利の平等は全体的なものにも現実的なものにもなりえない」という彼の考えは、一七九三年六月の論文のなかで明確に累進税を承認せしめた。<sup>(13)</sup>また、彼は、退職者のための社会保障の必要を説き、一七九二年三月のデクレ案ではそのための国庫の創設を要求するなど、諸改革運動を展開した。<sup>(14)</sup>

以上のように、コンドルセの社会・経済思想は、革命の進展に伴ってしだいにフィジオクラートの所有権絶対の原理からの逸脱をみせている。従来は、コンドルセはジロンド派は、もっぱらフィジオクラートやアダム・スミスの理論に依拠して、上層ブルジョワジーの利益を追求したものと考えられてきた。その故に、穀物取引の自由等についての革命以前の思想が、ジロンド憲法草案を起草した一七九三年においてもそのまま貫かれておると考えられることが常であった。しかし、最近では、ジロンド派はブルジョワジー自由の擁護者、モンターニュ派はブルジョワジー平等の擁護者という従来からの図式的な捉え方に疑問が提起され、一七九三年には自由・平等という二つの理想のシンターゼが追求されていたこと、そしてコンドルセにおいても、大財産の制限、累進税による平等な税制の確立が意図されていたことを強調する研究成果が注目されている。<sup>(15)</sup>ここでは、社会・経済問題について、

ジロンド派とモンターニュ派の立場が「驚くほど似ていた」ことが結論づけられる。<sup>(16)</sup>

## ② 政治思想

コンドルセの政治思想は、その民主主義的主張の徹底さにおいて「ジロンド派の政治論の粹をこえ、ルソー主義によるロベスピエールの民主主義論と双壁をなすものであった」と指摘されることがある。たしかに、彼は、革命期以前に影響をうけたモンテスキュー流の貴族的政治思想やフィジオクラートの啓蒙専制的政治思想を超越し、共和主義を基礎とする民主主義的政治思想を確立したが、それは、現実の革命状況に即して彼の政治思想が進展を遂げた結果であることを認めなければならない。

まず、革命前夜において、コンドルセは、他の同時代人たちと同様に君主制論者であった。当時の状況では、共和制の実現は夢想でしかなく、貴族制・君主制・無政府制の三つの選択肢のなかでは君主制の選択が最も賢明であることを、当時影響を受けていたヴォルテールと共に信じていた。<sup>(18)</sup> 一方、コンドルセは、アメリカ独立革命の影響を強くうけ、エルヴェシウス夫人のサロンでフランクリン(Franklin)に接したことから、ペンシルヴァニア州憲法などに示された民主的な政治原理への関心を深めていった。<sup>(19)</sup> 彼は、一七八六年に『ヨーロッパにおけるアメリカ革命の影響』を公刊し、人間の自然権の確保が社会の幸福の基礎であることを出発点として、権力の組織化の問題を考察した。ここでは、個人の安全(身体的自由)、財産の安全と自由な享有(所有権)、一般的法律にしか服従しない権利、立法に参与する権利(参政権)の四つが、人間の基本的な権利として列挙された。とくに、各市民が自らもしくは代表者を通じて法律の制定に参与する権利は、自然的平等の必然的な帰結として争いえないものとされ、選挙権(droit de suffrage)に重要な位置が与えられた。また、アメリカの統治機構との対比から、一院制や立法期間の短縮などが主張された。<sup>(20)</sup> 翌年の『ニュー・ヘブンのブルジョアからのヴァージニア市民への書簡』でも、市民の立法参与権の実現方法について細かな検討がなされ、国家意思の最終決定権が常に第一次集会やデイス

トリクの集會に属すべきことが主張された<sup>(21)</sup>。彼は、一七八八年末の『地方議會の構成と機能について』のなかでも、このような市民権 (droit de cité) の存在を基礎として租税の分配など地方議會の目的を考察したが、そこでは、市民の立法参与権としての droit de cité および、その一態様としての選挙権の帰属が、両性からなる不動産所有者としての市民に限定されていた<sup>(22)</sup>。彼が、女性の参政権を認めたことはフェミニズムの展開にとって重要な意味をもったにせよ、<sup>(23)</sup> 選挙権の主体としての「市民」の実体を不動産所有者に限定したことは、フィジオクラートの思想的影響下にあった当時のコンドルセの重大な限界であったといえる。もともと、彼は、税による選挙資格の制限は認めず、不動産所有者 (Propriétaire foncier) には土地のみならず住宅の所有者も含むものと考え、被選挙資格を選挙資格より加重することにも反対していた<sup>(24)</sup>。コンドルセは、「代表の選出についての条件が少なければ少ないほど、委任者達の自然権はより多く保障される」と解しつつも、地方議會の代表になるためには、その地方の住人であることを要求していたのである<sup>(25)</sup>。

以上のような革命前夜の政治思想は、革命勃発直後も基本的に維持されたが、革命期の諸法制の展開に対応して、しだいにその欠陥が克服されていった。コンドルセは、一七八九年一〇月にパリのコミューンの委員会に属して憲法問題を検討した際、人民による憲法改正権を主張し、また、被選挙権の要件に銀一マルを課した一七八九年一月一二日のデクレに反対して、ロベスピエールら当時の極左派議員らと同様に「銀一マル」の撤廃を要求した。租税による選挙権・被選挙権の制限が一七八九年人権宣言における平等原理や主権原理に反するという考え<sup>(26)</sup>、選挙権は人間の本性に由来する自然的な権利であるとする思想が、しだいに彼を普通選挙権の承認に向かわせた。彼は、税や財産による被選挙資格制限の撤廃要求を選挙資格にも拡大し、また、財産の他、職業・性別・人種による制限にも反対することで、やがて僕婢や赤貧者、女性、黒人にも選挙権・被選挙権を認めるといふ考えに到達した<sup>(27)</sup>。



統治形態についても、彼は、革命初期にはなお君主制を支持しており、一七九〇年一一年前半に書かれた国民議会や大臣の選任に関する論文では、君主制の理論が出发点となっていた。<sup>(28)</sup>しかし、彼の考えは、一七九一年四月の演説から共和主義への傾斜をみせ始め、国王のヴァレンヌ逃亡事件を経た一七九一年七月九日の演説では、明らかに共和主義者であった。彼は、「共和制について」と題する演説のなかで、君主制を擁護する五つの立場の各々について反論を試み、フランスにはもはや国王が不要であるという結論を導いた。<sup>(29)</sup>

このように、コンドルセは、自由・平等・人民主権を原理とする憲法体制を構想して君主制を放棄するにいたり、その政治思想は革命の展開に伴って急な進展をみせた。<sup>(30)</sup>とくに一七九二年八月一〇日の共和主義革命を経た後は、王権の廃止、執行権の内閣への移転、普通選挙その他の諸原則が、彼のなかでしだいに明瞭な形をとっていた。次の課題は、彼の主張する市民の立法参与権をどのように実現するか、という問題である。コンドルセは、革命前夜の著作のなかで、デモクラシーの実現は直接民主制を意味しないことを述べ、代表制（代議制）のみが現実に組織化されうることを明らかにしていた。この点で、コンドルセはルソーと対比され、コンドルセが命令的委任制度の採用を否認していたことと併せて、コンドルセは（少なくとも国民公会に至るまでは）純粹代表制論の闘士であったと解されることも多い。<sup>(31)</sup>

しかし、代表制（代議制）の承認と命令的委任の否認をもって、純粹代表制論の採用を根拠づけることはできない。彼は、革命前夜においてすでに、人民が望む時に、議員の議決ではなくその委任者全体の意見によって問題を確定しうるように憲法を制定することを主張していたが、<sup>(32)</sup>このような人民による意思決定の原則を深奥に抱きつつ、ルソーよりも現実的なコンドルセは、組織化の具体的指針を代表制に求めたのである。一七八九年の論文なかで、代表制（人民が一旦代表を選出した後は、代表が人民にかわって全権力を行使する形態）と直接制（人民が全権力を行使し、代表による介入を全く認めない形態）を区別し、原理的には後者が適格的であるにせよ前者のみが組織

可能である、と考えていた彼は、しだいに前者から後者への移行を見せ、その中間点に解決を見出した<sup>(33)</sup>。すなわち、彼は、すべての市民は、人権宣言の審査およびそれと憲法との適合性の審査のために諮問されるべきである、としてレフェレンダムの採用を明らかにしたが、当時における選挙人団の無知や政治的経験の不足、あるいは広大な社会で実際にすべての法規をレフェレンダムにかける手続きの困難等を理由として、レフェレンダムをすべての法律に対して適用することを避け、憲法の改廃のほか重要な法律に限定した<sup>(34)</sup>。反面、コンドルセは、人民にすべての法律についての発案権と拒否権および憲法改正権を留保し、人民による代表のコントロール制度と公務員等の譴責手段も確立した。こうして、一七九三年のシロンド憲法草案では、第一次集会における人民の主権行使の形態に重きがおかれ、今日の憲法学にいわゆる「半直接制」が採用されるに至る。

(1) コンドルセの父はもとドブイネ州の優良な貴族の家系であり、母はブルジョワジーの出身であった。彼の生後まもなく父が早逝したことにより、コンドルセは、司教の叔父のもとで教育をうけ、一五歳のときパリに出て数学と哲学を学んだ。数学者としての彼の才能はダランベール (D'Alembert) のように高く評価され、その愛人レスピナス嬢 (Mlle L'Espinas) や ヘルヴェティウス夫人 (Mme Helvétius) のサロンに出入りすることとなった。これらのサロンで、チヨルト (Turgot) をはじめとする当時の経済学者 (とりわけフィジオクラート) やフィヨゾフ達との親交を深めたことが、彼の憲法思想の形成に重要な影響を与えた。

(2) コンドルセの思想や経歴に関する文献は数多いが、本稿では、特記するもののほか以下の文献を参照している。  
Franck Alengry, *Condorcet, guide de la Révolution française, théoricien du droit constitutionnel et précurseur de la science sociale*, 1904, Paris; Léon Cahen, *Condorcet et la Révolution française*, 1904, Paris; Dr. Robinet, *Condorcet, sa vie, son oeuvre*, Paris; M. A. Charma, *Condorcet, sa vie et ses oeuvres*, 1863, Caen; Janine Bouissououse, *Condorcet, le philosophe dans la Révolution française*, 1962, Paris; Monique et François Hinciker, *La vie de Condorcet*, dans *Condorcet, Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*, 1971, Paris; Keith Michael Baker, *Condorcet, from natural philosophy to Social Mathematics*, 1975, Chicago; 前川貞次郎『コンドルセの生涯とその著作』、『人間精神進歩の歴史』(一九四九年) 津田内匠『マンニャン・

レジーム時代のコンドルセについて」一橋論叢三三巻三号六九頁以下。

- (3) チュルゴの経済思想は、『富の形成と分配に関する省察』(一七六六年)その他によって知られ、一般に、所有権の絶対性と穀物取引の自由を中心とする経済的自由主義として理解されている。彼は、地主の近代化運動の推進者としてのケネーおよびフィジオクラートの流れをひきつづき、その「合法的専制主義」を批判し、貴族免税特権の廃止、租税体系の改革、穀物取引に対する制限の廃止などの政策を実践した。チュルゴの思想は、人間の身体的精神的不平等を財産の不平等に拡大し、生産階級・被雇用者階級の分化と社会的分業を承認するなど種々の問題点を含みながらも、土地所有を基礎とする政治参加の構想の背後にある地主への課税論、「啓蒙された市民」を育成する国民教育の必要を説くなど、コンドルセが共鳴しうる点を多くもっていた。

チュルゴの経済思想およびコンドルセへの影響については、木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』(一九七六年)三〇九頁以下、河野健二『経済思想』原原編『フランス革命の研究』一九三頁以下、F. Alengry, op. cit., p. 821など参照。また、コンドルセの社会・経済思想については、安藤隆穂『フランス啓蒙思想における市民社会論の成立—コンドルセを中心た』思想六七八号(一九八〇年)八一頁以下、吉田正晴『フランス公教育政策の源流』(一九七七年)七二頁以下、本田喜代治『最後の『哲学者』コンドルセ』『フランス革命と社会思想』(一九七〇年)二四〇頁以下、M. Frayssinet, *Les idées politiques des Girondins, thèse*, Toulouse, 1903, p. 69 et s. など参照。

- (4) Condorcet, "Réflexions sur le commerce des blés", 1776, A. Condorcet-O'Connor et M. F. Arago, *Oeuvres de Condorcet*, 1847, t. XI, p. 99 et s. [「ブレ」のナンベイヤ集かひの引用は「Oeuvres, t. ...」の記号。]
- (5) *ibid.*, p. 187.
- (6) 吉田前掲書七四頁。
- (7) Condorcet, "Réflexions sur les corvées", "Sur l'abolition des corvées", *Oeuvres*, t. XI, p. 59 et s., p. 87 et s.
- (8) Condorcet, "Réflexions sur le commerce des blés", *Oeuvres*, t. XI, p. 189.
- (9) M. Frayssinet, op. cit., p. 95.
- (10) Condorcet, "Vie de M. Turgot", 1781, *Oeuvres*, t. V, p. 209.
- (11) 安藤前掲論文九四・九六頁は、「チュルゴが地主にみいだした啓蒙された市民が、全社会へと民主化され、普通化された社会」をめざすことによって「フランス功利主義の展開における啓蒙的専制の枠からの脱出」の段階に足を踏み

入れた、と理解する。なお、安藤「フランス革命期の市民社会像—スミスとコンドルセ」思想七〇二号三二頁以下では、コンドルセに対するアダム・スミスの影響が明らかにされている。

(12) Condorcet, "Sur l'impot personnel", 1790, Oeuvres, t. XI, pp. 471 et s.

(13) M. Frayssinet, op. cit., pp. 92—98.

(14) *ibid.*, p. 94.

(15) J. Chaumié, "Les Girondins", Acte du colloque, Girondins et Montagnards, 1980, Paris, p. 35. コルビンは「コンドルセの憲法思想のなかにその統合を認め」、「私は平等を基礎にもった共和主義の憲法だけが、自然と理性と正義に適合する唯一のものであり、市民の自由と人類の尊厳を維持しうる唯一のものであると絶えず考えてきた」とする彼の一七九三年四月一〇日の発言に注目している。また、一七九三年には、ジロンド派にせよモンターニエ派にせよ、所有権を尊重しつつ（これと本質的に抵触しない範囲で）平等の実現を追求したことを強調している。

さらに、同じ問題意識に基づいて、ジロンド派の経済的自由主義を絶対的なものと解し、ジロンド派をしてアダム・スミス論のフランスへの導入者と考える従来の研究を疑問視するドリニエの研究も貴重である。ここでは、ジロンド派が必ずしも貿易自由主義の絶対的な推進者ではなく、一七九二年から一七九三年にかけては、保護主義的な傾向が強められていたことが明らかになっている。(M. Dorigny, "Les idées économiques des Girondins", Acte du colloque, Girondins et Montagnards, pp. 79 et s. 参照)

(16) E. Fox-Genovese, "Aux origines de la politique: les Girondins se définissent", Acte du colloque, Girondins et Montagnards, p. 67.

(17) 安藤「フランス革命期の市民社会像」思想七〇二号三二頁。M. et F. Hinker, op. cit., p. 41 参照。後者は、一七八九年以来、選挙権・被選挙権の制限に反対して普通選挙の立場をとった者が、ロンスビエールの他はコンドルセだけであったことが指摘されているが、コンドルセが革命勃発の直後から普通選挙の立場をとっていたという誤解は避けなければならない。ジロンド憲法草案の検討にあたっては、革命前夜から一七九三年に至る革命状況の進展に即したコンドルセの政治思想の変遷を辿りつつ、政治形態・代表制・選挙制度等に関する理論的な特色と限界を明らかにしておくことが必要であり、また、その作業を前提としてはじめて、後に、コンドルセと双壁をなすといわれるロンスビエールやサン＝キユロットの民主主義論、すなわちルソー主義的な民主主義論との差異も明らかにすることができると思わ

290°

- (81) M. Fraysinet, op. cit., pp. 109 et s.
- (91) *ibid.*, pp. 113 et s.
- (80) Condorcet, "De l'influence de la Révolution d'Amérique sur l'Europe", *Oeuvres*, t. VIII, pp. 1—113.; H. Archambault de Monfort, *Les idées de Condorcet sur le suffrage*, 1970, (Réimpression de l'édition de Paris, 1915) pp. 29 et s.
- (12) Condorcet, "Les lettres d'un bourgeois de New-Haven à un citoyen de Virginie", *Oeuvres*, t. IX, pp. 1—93.; H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 37—94 参照。
- (82) Condorcet, "L'essai sur la constitution et le fonctionnement des assemblées provinciales", *Oeuvres*, t. VIII, pp. 114—659. 選挙人資格のことが、*ibid.*, pp. 127 et s.; "Les lettres d'un bourgeois de New-Haven", pp. 11 et s. 参照。
- (83) "コンテンセカール七年の『ロー・メンションからの書簡』のなかで女性の選挙権を承認する考えを提示し、一七九〇年七月三日の『女性の市民権の承認について』をめぐってホイニスム理論を展開したことが、拙稿「フランス革命期における女性の権利」成城法學一七号八七頁以下を参照された。なお、H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 114 et s.; Condorcet, "Sur l'admission des femmes au droit de cité", *Oeuvres*, t. X, pp. 119 et s. 参照。
- (74) Condorcet, "L'essai sur la constitution et le fonctionnement des assemblées provinciales", *Oeuvres*, t. VIII, pp. 135 et s., pp. 150 et s. 参照。
- (92) *ibid.*, p. 176 et s.
- (88) H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 67 et s. コンテンヤの「銀トール」等選挙権批判のことが、Condorcet, "Adresse à l'Assemblée Nationale sur les conditions d'éligibilité", 1790, *Oeuvres*, t. X, pp. 77 et s. 参照。
- (77) F. Alengry, op. cit., pp. 440 et s.
- (83) H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 115 et s.

(29) コンドルセは、独裁を導かない為に国王が必要であるという第一の議論については、県への行政権の分配や出版の自由などが(民衆的な)独裁の危険を回避せしめること、権力者達の専制から人民を護る為に国王が必要であるとする第二の議論については、憲法があらゆる特権や富の不平等を除去していることをもって反駁した。また、立法権の権力濫用から市民を護る為に国王が必要であるとする第三の議論については、立法者の任期や職務の限定などを揚げ、行政権の専制の防止の為に国王もしくは一人の支配者を求める第四の議論については、行政府の職務の制限や人民による任命、立法者の監視その他、法律への従属によって専制を回避しうることを主張した。第五の、行政権の強化のために国王が必要であるとする議論に対しても、真の権力とは国民の権力でしかなく、それは人民の信頼と法律の尊重からしか生まれないうこと、平等の支配下では個人の従属を強制する権力があつてはならないことを主張して、君主制を否認した。その原文は、Condorcet, "De la République, ou un roi est-il nécessaire à la conservation de la liberté", Oeuvres, t. XII, pp. 228 et s. など、吉田前掲書八二頁以下も参照。

(30) もともと、コンドルセは、一七九一年七月の演説以降もしばらくは立憲君主制の立場で政治活動を続けたため、一七九二年八月一〇日までの言動との矛盾が指摘されることがある。その理由については、シャン・ド・マヌスの事件を契機として君主制の側の反動が強まった当時の状況下で、コンドルセらは政治的には微弱な少数派にすぎなかったことなどが考えられる。F. Alengry, op. cit., pp. 831 et s.

(31) M. Fraysinet, op. cit., p. 125.

(32) *ibid.*, p. 125—126.

(33) コンドルセの代表制論の進展は、一七八七年の『モー・ヘブンのブルジョアからの書簡』以後の諸論文のなかに示されている(F. Alengry, op. cit., 486 et s.)が、その一七八九年の論文(Condorcet, "Sur la nécessité de faire ratifier la constitution par les citoyens", 1789, Oeuvres, t. IX, pp. 413—430)一七九〇年八月の「一七八九年協会雑誌」掲載論文("Aux amis de la liberté, sur les moyens d'en assurer la durée", Journal de la Société de 1789, Oeuvres, t. X, pp. 174—187)政治権力に關する一七九二年一月の論文("De nature des pouvoirs politiques dans une nation libre", 1792, Oeuvres, t. X, pp. 586—613)などでは、直接制への接近が認められる。コンドルセは、一七八九年の論文で、現時点では法律の承認についての個人的権利を憲法に關する条項に制限するにしても、将来的には、他の種類の法律、ひいてはすべての法律の範圍にこの権利が拡大されることを望まうことを述べていた。

(Oeuvres, t. XI, pp. 429—430 参照)

(34) 前記一七九二年の論文のなかで、コンドルセは、すべての個別的法律について全市民が意見をのべることは要求していなかったにせよ、民法や訴訟法などについては、それを要求しうることを示唆していた(Oeuvres, t. X, p. 593)。しかし、いづれにせよ、その実現可能性の問題から全法律についての人民のコントロールに到達しえなかった点では、コンドルセの構想は、一七九三年憲法におけるエロー・ド・セシエルのそれには及ばなかった。(F. Alangry, op. cit., pp. 498—499 参照)

(b) ジロンド派の憲法思想とジロンド(コンドルセ)憲法草案

① 憲法委員会とコンドルセ

一七九二年九月の国民公会召集後、新たに設置された憲法委員会では、ブリソー、ヴェルニョー、ジャンソネ、ペチヨンら、当時のジロンド派の有力議員が委員九名のうちの多数を占め、その故に、憲法委員会案がジロンド憲法草案と呼ばれることとなった。しかし、事実上の委員長であり、憲法草案の起草を担当したコンドルセは、自他ともにジロンド派の一員として位置づけられていたわけではない。すでにふれたように、コンドルセ自身はむしろ無党派を自認しており、モンタニヤールを中心とする当時のジャコバン・クラブ内では、九委員のうち、ダントン、バレル、コンドルセの三人だけをその同胞として扱っていた。<sup>(1)</sup>このことは、コンドルセの憲法草案<sup>(2)</sup>ジロンド派の憲法草案という図式からことさらモンターニュ派憲法(一七九三年憲法)との原理的対立を強調する見解への警戒の意味で、再認識しておくことが必要であろう。

さらに、憲法委員会内の活動でも、コンドルセは、当時のジロンド派の首領と目されるブリソーら上記の有力議員達の影響をほとんど受けていないことが知られている。コンドルセに最も身近な影響を与えたのは、イギリス生まれのアメリカ人でペンシルヴァニア州憲法の起草に貢献したトマス・ペイン(Tomas Paine)<sup>(3)</sup>、および憲法草案起草に際して招聘されたイギリス人のデヴィッド・ウィリアムズ(David Williams)であった。

ペインは、一七九二年九月にフランス市民として国民公会に選出され、「アメリカ革命の理論を基礎に共和主義憲法原理の確立に貢献した。ペンシルヴァニア憲法や統治原理に関する諸論文に示された彼の憲法思想は、思想・表現の自由、政教分離、所有、安全など自然権の享有を個人に保障するという政府の存在理由を前提として、権利の平等や権利の社会的保障、普通選挙制、一院制の議會制、執行府の立法府への従属等を構築していた。」<sup>(4)</sup>「人民は、みずから、あるいは仲介者によって統治するが、この仲介者は固有の権力はもたず、委任された権力のみをもつ。彼等は人民の受任者であり奉仕者である。公務員は、いかなる時もその管理について責任をおう眞の管理者である<sup>(5)</sup>」<sup>(5)</sup>という考えは、審査院 (Conseil des censeurs) の構想をも導いた。この機関は、公務の合憲性を審査し、違憲の法律の廃止を立法府に要求することができる公選の機関であり、後にみるジロンド憲法草案の審査手続への影響を窺うことができる。しかし、「人民は、集会し、共通の利益について諮問を受け、代表に訓令を与え、立法府に対して、建議、請願あるいは申出の方法で、存在すると確信する不正の改善を要求する権利をもつ<sup>(6)</sup>」という彼の理念にも拘わらず、その具体的な実現方法は必ずしも明白ではなく、ジロンド憲法草案のような人民の立法参加手続きが確立されているわけではない。

また、ウィリアムスも、ペインと同様に一七九二年八月二六日のデクレによってフランス市民権を獲得し、ローン夫人やコンドルセ夫人のサロンで、コンドルセやジロンド派議員達と親交をもった。ウィリアムスは、一七九三年一月に憲法私案を国民公会に提出し、その草案は四月に六人委員会で検討された。ここでは、年令・性別・職業上の一定の制限を除き、すべて市民が選挙権を有する普通選挙制が確立され、県単位の第一次集会を基盤として市民が自由に意思を表明しうる制度が構想されていた。<sup>(7)</sup>とくに、毎年立法議會選挙の際に公選される憲法評議會 (Conseil constitutionnel) という組織が重視され、立法を含むすべての政府の行為を監督し、共和国の各地にそれを伝達することが企図されていたことは、ペインやコンドルセの構想との関連を想起させる。もっとも、ウィリア



ムスの場合も、従来から指摘されてきたほどのジロンド憲法草案への直接的影響を見出すことは困難なようにみえる。

これまでの検討からすれば、ジロンド憲法草案は、当時のジロンド派議員の憲法思想を総合したものではなく、むしろ、革命前夜から形成されペインらの影響を受けつつ革命状況に即して発展したコンドルセの個人的な憲法思想の集大成として理解することが適切であろう。

②ジロンド派の憲法思想とジロンド(コンドルセ)憲法草案

コンドルセは、一七九三年二月一五・一六日の両日、憲法委員会を代表して憲法草案を朗読し、彼の憲法思想の表明ともいふべき演説を延々と行った。<sup>(8)</sup> 憲法の基本原理に関する趣旨説明のなかで、彼はまず、人民主権、市民の平等、自然的自由の行使等を実現しうる憲法の制定意義を明らかにした上で、概ね次の八つの論点について詳細に趣旨を説明した。それは、(i) 君主制の廃棄と共和制の確立、(ii) 単一・不可分の共和国としてのフランスの領土区分、(iii) 代表制の採用と人民の政治参加の形態、(iv) 人民の主権行使の場としての第一次集会の機能、(v) 一院制議会の機能と立法手続き、(vi) 執行監督の機構と手続き、(vii) 司法組織と陪審制、(viii) 選挙権・被選挙権の性格と選挙制度、である。これらの内容は次節で検討するが、ここでは、とくに、フランスの領土区分に関連するフェデラリズムの問題や立法手続など、コンドルセの見解と当時のジロンド派の支配的見解との間に差異が認められるものについて一瞥を加えておくことにする。このような差異は、すでにみた憲法制定過程における国民公会審議にも現れていたものである。

まず、地方分権すなわちフェデラリズムに関する問題については、従来から、それがジロンド派の憲法思想の代表的なものであり、ジロンド派をモンターニュ派から区別する唯一の点であるときえ評されてきた。<sup>(9)</sup> コンドルセは、二月一五日の演説の冒頭部分で、フランスが単一・不可分の共和国を形成することを明らかにしたが、その理

由として揚げたのは、長期にわたる慣習や住民の諸関係および国防の必要からフランス人民の緊密な統一が要請されていること、単一国家を連邦共和国に分割したり連邦諸国を単一の共和国に統合したりする場合に前提となる強力な動機が存在しないこと、などであった。<sup>(10)</sup> また、ジロンド派が総じて大都市とりわけパリへの権力の集中を非難し続けてきたのに対して、コンドルセは、諸権力機構の所在地であり諸文化の中核である大都市の意義を称賛し、大都市とコミュニティとの政治的影響力の配分を問題にした。ここでは、県単位の行政組織を維持しつつも、共和国の不可分性に敵対する県の代表を阻止するためにその数を減じること、そして、中央政府の活動を増大し、全体的な統一を維持するために、従来の地方の代理官 (procureur-syndic) にかえて、中央の執行評議会によって選定・罷免される役人 (agent) をおき、地方との連絡を密にすることが提唱された。<sup>(11)</sup> このような提案は、過度の地方分権化と地方の無政府状態を回避しようとするコンドルセの反フェデリシズムの傾向を示すものであるといえる。これに対して、ジロンド派議員の多くは、一七九三年五月の国民公会でのサン・ジュストとの論争にも示されるように、諸県に対するパリの影響を否認し、ラスルスやロランの言葉を借りれば、パリが九三分の一の影響力しかもたないことを主張していた。<sup>(12)</sup> それ以前も、ジロンド派の指導者ブリソは、スイスやアメリカを参考にした連邦共和国の構想を基礎としてコミュニティの諸権利を要求していたし、ビュゾも、フェデリシズムの立場からパリへの集権体制を憎悪していた。また、ヴェルニョーたちは、フランスをロワール (Loire) 川とローヌ (Rhône) 川で境界づけられる北部、東部およびリヨンやボルドーを含む中部という三地区にわけ、連邦共和国を形成する構想をもっていたことも知られている。<sup>(13)</sup> このように、ジロンド派の議員達が、共和国の統一と不可分性の原則を緩め、諸県の自治権を強める形でフェデリシズムの方向を支持していたのに対して、コンドルセが、革命前夜から、パリと諸県との協力を要請してフェデリシズムに反対する立場を表明していたことは、両者の重大な差異として注目に値し<sup>(14)</sup> る。

次に、立法手続など民主的統治機構の問題について、コンドルセは、まず、広大な共和国において代表制（代議制）を採用することの不可避性を明らかにし、個別の委任者の意思に基づく立法は実現不可能であるとして、命令的委任制度や全法律を市民の承認にかける手続きを否認した。<sup>(16)</sup>しかしその反面、憲法の制定・改廃についてのレフェレンダムのほか、法律についての人民提案や拒否の手続きによって、第一次集会を基盤とする市民の直接的な政治参加を可能としたことが特徴的である。これに対して、当時のジロンド派の憲法思想には、代表制支持の傾向が比較的強く認められ、コンドルセの憲法草案のように、人民による直接的な意思決定手続きや執行監督手続きを明確にしたものはあまりない。<sup>(17)</sup>また、立法院と執行府との関係では、ジロンド派の議員達は一七九一年憲法における権力分立原則を重視していたのに対して、コンドルセは、立法院への執行府の従属を示唆し、人民の代表は一つの議会に統一されるべきであるとして一院制を主張した。<sup>(18)</sup>この一院制議会における立法手続については、憲法委員会内に意見の対立があったことが知られている。すなわち、一院制議会の中に二つの読会を組織し、一方で法案の承認をした後他方に送付するという第一案、一院を二つの部会に分け各々で討議するという第二案、議会をあくまで単一の組織として、すべて三分の二の多数投票で議決するという第三案があったが、このうち、ジロンド派議員は第一案を主張したのに対して、コンドルセは最も簡潔な第三案を採用した。これは、主権者の意思の統一を企図したもので、モンターニュ派に近いバレルがコンドルセを支持したことで決定されたようである。<sup>(19)</sup>

このほか、コンドルセの憲法思想とジロンド派主導者のそれとの間には、いくつかの相違点が認められる。例えば、コンドルセは、選挙権・被選挙権の資格を最も広く認めることを主張しすべての成年女性に市民権を承認していた点でジロンド派の中でとくにきわだったフェミニストであった。しかし、当時の憲法委員会内の時期尚早論と、反フェミニストであったモンターニュ派議員の反対を考慮したためか、コンドルセは、その憲法草案では女性選挙権を確立しなかった。<sup>(20)</sup>また、経済的自由の問題についても、累進税の制度を構想し、貧民への税制上の保護を

企図していたコンドルセは、大ブルジョワ階級の階級的利益を重視したジロンド派の多くの議員とは異なっていた。<sup>(21)</sup> 累進税の点では、コンドルセはモンターニュ派のダントンらに近かったが、彼の人権宣言草案のなかでは、それは具体的に規定されることはなかった。

以上のように、ジロンド憲法草案の起草者コンドルセの憲法思想は、必ずしもジロンド派の憲法思想を代表するものではなく、当時のジロンド派の階級利益を擁護するためのものでもなかった。しかし、コンドルセの憲法草案が、憲法委員会の総意ではなく、むしろコンドルセ個人の憲法思想の表明として成立したにも拘わらず、憲法委員会を構成したジロンド派議員達はこれを支持し、コンドルセ草案の提出と同時に委員会活動を終了した。また、ジロンド派とモンターニュ派（主流派）の憲法原理には、後にもみるように、必ずしもブルジョア憲法としての本質に係わるような重大な対立は認められないにも拘わらず、<sup>(22)</sup> モンターニュ派議員を中心とするジャコバン・クラブでは、クートンが、即座にこの憲法委員会案を批判した。

これらのことは、一七九三年一月の国王の処刑問題、戦争状態打開の政策等をめぐって、モンターニュ派とジロンド派との政権争いが激化しつつあった一七九三年上半期の革命状況のなかでのみ説明しうるものである。このような革命状況におけるジロンド憲法と一七九三年憲法の歴史的・政治的機能を念頭におきつつ、次にジロンド憲法草案の諸原理を検討することにしよう。

(1) コンドルセは Aisne 県など五県から選出され、国民公会の事務局員を務めていた。憲法委員会では、当時五〇歳のコンドルセが五六歳のトマス・ペインとともに年長であったためこの二名が主導的役割を果たしたが、ペインはフランス語を話せないこともあり、コンドルセが事実上の委員長であったと解される。委員会内での各委員の役割等について *cf. F. Alengry, op. cit., pp. 192 et s.* 参照。

(2) 本稿第二章一(1)(成城法学二〇号一〇九頁〔注4〕)参照。

(3) トマス・ペインは、一七八一年にパリにきてチュルゴ、コンドルセ、ダントンらと親交を結び、一七九一年には、コ

- ンドルセととも雑誌「共和主義者」に参画し、エドモンド・ムータに反駁してフランス革命擁護の論稿を発表した。コンドルセと特に個人的に親しく、コンドルセ夫人は彼の著作の翻訳者であった。ハイントとコンドルセは、自由・平等・国民主権の闘士であつただけでなく、ともに奴隸制度や死刑制度に反対し、フヒニヌト、数学者、反キリスト者、フリーメーソン支持者、という点でも共通してゐたことが知られてゐる。(F. Alengry, op. cit., pp. 188—189 参照)
- なお、ハイントの憲法委員会での役割を重視して、シロンド草案の実質的な起草者はハイントで、コンドルセはその翻訳者だと主張する見解もあるが (C. Conway, Thomas Paine, p. 266) 根拠は薄いと見て可い。(H. Archambault de Monfort, op. cit., p. 135 参照)
- (4) ハイントの憲法思想について F. Alengry, op. cit., pp. 197—214 参照。
- (5) *ibid.*, pp. 206。
- (6) *ibid.*, pp. 206。
- (7) ヴァトリノタムの憲法思想について F. Alengry, op. cit., pp. 214—226; H. Archambault de Monfort, op. cit., pp. 137—140 を参照。なお、その憲法草案の本文は David Williams, "Sur la dernière Constitution de la France avec des vues pour la formation de la nouvelle Constitution", A. P., I. s., t. 63, pp. 583—591 参照。
- (8) コンドルセの憲法草案提出時の演説はあまりにも長大で、コンドルセ自身が疲弊して、途中でハイントとジャンネに朗読を交替したと見られてゐた。その憲法草案の趣旨説明の原文は Condorcet, "L'exposition des principes et des motifs du plan de constitution, 1793", Oeuvres, t. XII, pp. 335 et s.; A. P., I. s., t. 58, pp. 583 et s. 参照。〔以下同様〕 A. P., I. s., t. 58 以下同様。〕
- (9) F. Alengry, op. cit., p. 237; A. Aulard, op. cit., pp. 401 et s. 参照。
- (10) A. P., I. s., t. 58, p. 584。
- (11) *ibid.*, t. 58, p. 592—593; F. Alengry, op. cit., pp. 237 et s. 参照。
- (12) F. Alengry, op. cit., pp. 269 及び国民公会の十七年三月十四日の議決について A. P., I. s., t. 65, pp. 271 et s. 参照。
- (13) シロンド派の「ヒストリク」について J. Chaumié, "Les Girondins" (§3: Girondins et fédéralisme), Acte du colloque, Giroudins et Montagnard, pp. 42 et s.; M. Frayssinet, op. cit., pp. 321 et s.; A. Aulard, Histoire

politique de la Révolution française, pp. 395 et s. など参照。なお、シロンド派のフヒエリスム傾向を示す地方の運動を纏綴してつづけた H. Wallon, La Révolution du 31 Mai et le Fédéralisme en 1793, vol. 2, 1886 に詳しいが、この点の検査は拙著を参照せよ。

(14) M. Frayssinet, op. cit., p. 330.; A. Aulard, op. cit., p. 402 参照。

(15) 革命以前のフヒエリスムの反フヒエリスムの傾向について Alengry, op. cit., pp. 427 et s., p. 269 (注 e) 参照。なお、M. Frayssinet, op. cit., p. 114 以下 フヒエリスムやフヒエリスム等の影響による初期のフヒエリスム傾向を認めてつづけて見せる。

(16) A. P., I. s., t. 58, p. 584.

(17) 前章で検討した憲法私案のうち、代表制支持の傾向が比較的強いものは、ケルサン (Kersaint) やバンサン (Bancal) などシロンド派議員のものが多く、反対に、半直接制の傾向が強いものはフレン派のものが多くてシロンド派のものは少ないことが知られてゐる。(F. Galy, op. cit., pp. 83 et s.; M. Friedel, op. cit., pp. 257 et s.) 本稿第二章(2)「成城法学二〇号一四八頁以下」参照)もこの論議事録に収録された憲法私案の中にはフヒエリスムやフヒエリスムなどシロンド派の有力議員達のものは存在しないことが加えて、つづいてもロンドルセの憲法草案のように体系的ではないことからすれば、この検討のみによつて断定的な結論を引き出すことはできなうであらう。A. P., I. s., t. 62, pp. 286 et s.; t. 63, pp. 236 et s.; t. 67, pp. 176 et s. などシロンド派議員の所屬について J. Chaumié, op. cit., pp. 53—54 のリストを参照。

(18) A. P., I. s., t. 58, p. 588 et s.

(19) F. Alengry, op. cit., pp. 235—236, pp. 247—251 参照。

(20) フヒエリスムのフヒエリスムについてはすでに検討した(前掲拙稿・成城法学一七号八七頁以下)が、シロンド派にフヒエリスムが多く存在したことをいふには、J. Chaumié, op. cit., pp. 49 et s. を参照。ここでは、フヒエリスム派よりシロンド派のほうが、より洗練された文化をもち、より強く自由への情熱と合理主義に根差していたこと、反フヒエリスムのルソンの影響がより少なく、コンドルセ夫人やロラン夫人、エルベシウス夫人等のサロンの影響が強かったこと、などがその理由に揚げられている。また、コンドルセが、遺稿となった『人間精神進歩史』までフヒエリスム理論を維持しながら、一七九三年の憲法草案で女性選挙権を実現しなかつた点について、H. Archambault de Montfort,

op. cit., p. 155—156; F. ALENGRY, op. cit., pp. 449 を参照。コンドルセ自身も、女性の教育の向上を先決課題として理解してゐたことは容易に推測できよう。

(21) シロンド派とコンドルセの経済思想については、すでに概観したのでここでは再び立ち入ることは避ける。M. Dorigny, op. cit., pp. 79 et s.; J. Chaurmié, op. cit., pp. 38 et s. など参照。

(22) La Société des Jacobins, t. V, pp. 29—30。ターマンの批判点は、人権宣言の抽象性、抵抗権の合法性、選挙制度の複雑な<sup>2)</sup> 執行形態の不備などであった。

## (2) シロンド憲法草案の原理

### I 人権原理

#### (a) 権利の体系

シロンド憲法草案の人権原理は、前文と三三カ条からなる人権宣言(以下、シロンド人権宣言と呼ぶ)草案のなかに集約されている。人権の保障があらゆる社会的結合の目的であり、人権が国家機構と憲法原理の基礎をなすという認識においても、また、その自由主義的・個人主義的な性格においても、シロンド人権宣言は一七八九年人権宣言とあまり本質的な相違はないと一般に解されてきた<sup>(1)</sup>。ただ、シロンド人権宣言では、一七八九年宣言の不明瞭な諸点を明確にし、共和主義憲法の基礎となる新たな人権宣言としてより体系的なものとなり、厳密かつ明確な秩序に従って配列されたことが特徴的である<sup>(2)</sup>。

標題を「人間の自然的・市民的および政治的諸権利の宣言草案 (Projet de Déclaration des droits naturels, civils et politiques des hommes)」とするシロンド人権宣言では、まず、前文において、あらゆる社会的結合の目的が「人間の自然的・市民的・政治的諸権利<sup>(3)</sup>」の保持にあることが明らかにされたうえで、第一条で、これらの権利として、「自由、平等、安全、所有、社会的保障、圧制に対する抵抗」の六つが列挙された。一七八九年宣言が、

自然的権利の具体的内容として、「自由、所有、安全、圧制に対する抵抗」の四つを掲げていたことと比較すると、平等と社会的保障が新たに加えられ、平等が権利のなかに数えられた点が異なっている。これは、「自由の宣言」としての一七八九年宣言の諸権利をいかに具体的に保障するかが主要な課題となり、民衆の平等実現への要求が強まっていた当時の状況を反映するものであった。革命の進展にもなって変化がみられた平等原理および社会的保障の基礎としての主権原理に関する諸規定には一定の変更が施され、教育や公的扶助、憲法改正権などの規定が新設されたのも、このような要請に対応していた。

このほか、自由や安全、所有、抵抗等に関する事項は、一七八九年宣言の内容をより明確にすべく詳細に規定されたが、シロンド人権宣言では、第一条に列挙された六種類の権利に関する諸規定が、一七八九年宣言とは異なってきたわめて体系的に配列されていた。(第二～六条は自由、第七～九条は平等、第一〇～一七条は安全、第一八～二二条は所有、第二二～三〇条は租税・教育・公的扶助および社会的保障の基礎としての国民主権に関する諸規定、第三一～三三条は圧制に対する抵抗と憲法改正権に当てられた。)しかしこのような体系性にも拘わらず、シロンド人権宣言に掲げられた「自然的・市民的・政治的諸権利」の概念や相互の関係が必ずしも明瞭ではなく、国民公会で議論が展開された。<sup>(4)</sup>とくに自然的権利の内容およびこれを人権宣言に掲げることの可否が問題とされた結果、標題・前文・第一条の「自然的・市民的・政治的諸権利」という表現が「社会における人間の諸権利」と変更された[「一七九三年憲法の人権宣言でも市民的・政治的権利の語が削除され、社会の目的が自然的権利の保障に求められた」。この審議では、自然権についての考え方が二種類あることが示され、当時の国民公会において、自然権の存否や市民的・政治的権利の概念についての統一的な見解は存在しなかったことが明らかになった。ここで、自然状態における自然的権利と、社会状態における社会的権利(市民のおよび政治的権利)との区別が問題にされたが、第一条に掲げた諸権利がどの範疇に入るかについては、全く見解はばらばらであった。<sup>(5)</sup>



もつとも、シロンド人権宣言の起草者コンドルセが、革命初期の著作において、人身の安全と自由、財産の安全と自由および自然的平等を自然権の内容として理解していたことからすれば、第一条のうち「自由・平等・所有・安全」は当然に自然的権利に含まれるものと解される。コンドルセにおいて自然権とは、神ではなく、理性と良心を備えた人間 (sensible で raisonnable な存在としての人間) の本性に由来するものであり、すべての人間は、その本性において理性的かつ道德的であるがゆえに等しくこの自然権を享受する、とされていた。自然権は、実定法に先行し、永久・不変かつ不可侵で、国籍・性別・人種などを問わずすべての人に等しいものであり、ここから自然的平等の概念が導かれた。

また、社会的保障および圧制に対する抵抗を規定する第二二条以下には、租税、公的扶助、教育、社会的保障の基礎としての主権、市民の社会保障と立法への参加権、憲法改正権などが含まれており、これらは社会状態を前提とする社会的権利 (市民的・政治的権利) として構想されていたと解するのが妥当であろう。<sup>(7)</sup> 自由、平等、安全、所有という自然的権利を社会的に保障し、実現するための諸権利がここに列挙されたわけである。人権の社会的保障は国民主権を基礎にもつことを定める第二五条に続いて、主権の属性、人民への帰属、公務の限界と責任、市民の政治参加権等が定められたことは、社会における市民的権利の保障は市民の政治的権利の保障と密接な関係をもち、これらが不可分のものとして捉えられていたことを示唆している。普通選挙制を採用して、すべての市民が参政権をもつことを主張するコンドルセにおいては、政治的権利は市民権 (droit de cité) と同義であり、主権者の政治的権利は市民権から派出するものであった。

(7) A. Gasnier-Duparc, *La Constitution Girondine de 1793*, thèse, 1903, p. 64.

(8) F. Alengry, *op. cit.*, p. 369.

(3) 本稿では、シロンド人権宣言草案の標題および前文・第一条における “droits naturels, civils et politiques des hommes” の部分を、「人間の自然的・市民的・政治的諸権利」と訳出している。この訳は、野村敬造（『フランス憲法・行政法概論』四六八頁、「フランス憲法(2)」金沢大学法文学部論集二六号六五頁）、長谷川正安（『フランス革命と憲法(下)』六七頁、『フランス革命と憲法』一八四頁）、吉田正晴（『フランス公教育政策の源流』一〇三頁）などでも採用されており、いわゆる権利の三分説にたっている。これに対して、高木ほか編『人権宣言集』（岩波文庫、一三六頁、山本桂一訳）では、「人間の市民的及び政治的な自然的諸権利」と訳されており、「市民的な自然権と政治的な自然権」との二分説が採用されている。本稿では、文法的にも内容的にも前者を妥当と考えて訳出したが、後者のような理解が成立する余地が全くないかどうか、コンドルセの自然権論に即してなお検討を要することを留保しておきたい。すなわち、前者を妥当とした理由には、文法的な問題のほか、(i)「人間の本性等に基ついて、すべての人が生まれながらに等しく享有する永久・不可侵の権利」として自然権を捉える立場からすれば、(社会状態において一定の権利主体について成立する選挙権などの政治的権利をも自然権と解する) 政治的自然権・市民的な自然権という理解には、論理的に無理があると思われること、(ii)この点を問題にした一七九三年四月一七日当時の国民公会では、一般にコンドルセ草案の表現を三分説に理解していたこと、そして、自然的権利と社会的権利(社会状態における市民的・政治的権利)との区別の方をむしろ問題にしていたこと、などをあげることができる(審議のなかで、ラボール・サン・テティエンヌなどは “diviser, en naturels, civils et politiques” とのべて三分説を示していたし、ドヌーの憲法私案でも、委員案を三分説として理解していた。A. P., I, s., t. 62, p. 279, p. 351 参照)。しかし、コンドルセ草案に関する論説の中には、「彼は、六つの自然権を、市民的なものとの政治的なものとに分類した」として二分説の解釈をとるものも存在する (Alengry, op. cit., p. 384)。後にもるように、選挙権をも人間の本性に由来する点では自然権に属すると解するコンドルセの立場からすれば、国民公会で修正を余儀無くされたような矛盾点を含んでいたにも拘わらず、その自然権論自体のなかに二分説の解釈を可能とする要素が含まれていたようにもみえる。フランス革命期の議事録における表記の正確度の問題を別としても、コンドルセの自然権概念や市民的権利・政治的権利との区別にはなお明瞭でない点が多く、当時の権利概念をさらに論究する必要があることを指摘しておきたい。

(4) A. P., I, s., t. 62, pp. 278 et s. 国民公会での審議の内容と条文の変遷については、本稿第二章一(2) (成城法学二〇号一〇頁以下) を参照された。

(5) 自然権について、バレール、ガラン・クローン、ロムなどモンターニュ派に近い議員たちは、自然の権利が社会状態においても維持されるとして、これを人権宣言に掲げる原案を支持したのに対して、ラボー・サン・テティエンヌ、ヴェルニューなどのジロンド派議員とラスルスらは、社会状態においては自然権は消滅ないし放棄されるとして、自然権を他の社会的な諸権利と共に人権宣言に掲げることを批判した。また、その内容について、ジロンド派のイスナールは、平等・自由・抵抗は自然的権利であり、安全・所有・社会的保障は市民的権利であると述べており、ラボー・サン・テティエンヌの発言では、安全・平等・社会的保障を自然的権利と解していたようにもみえる。(A.P., I, s., t. 62, pp. 279-280.) しかし、本稿で解釈しているようなコンドルセの見解に比較的近いと思われるもので注目されるのは、ブレン派のロムの構想である。彼の憲法私案によれば、人間の諸権利は三種類に分類され、第一の「社会における人間の権利(自然的権利)」には、生命の保持、所有、自由および権利の平等が含まれるとされる。また、第二の「政治的ないし主権的権利」とは、独立、主権への参加、委任、選挙権、被選挙権、批准権、監督権、罷免権、請願権、圧制に対する抵抗、政治的自由、権利の平等であり、第三の「市民的ないし社会的権利」とは、教育、公的扶助、正義、安全もしくは保護、市民的自由、権利の平等であるとされる。(A.P., I, s., t. 62, pp. 267-269.)

(6) Condorcet, "Déclaration des droits", 1789, Oeuvres, t. IX, p. 184. 一七八九年のこの論文では、身体の安全、身体の自由、財産の安全、財産の自由、自然的平等の五つが自然権として列挙されていた。(一七九三年憲法の人権宣言でも、平等・自由・安全・所有の四つが自然的権利として列挙された。) なお、コンドルセの自然権概念については、F. Alengry, op. cit., pp. 376 et s.; Condorcet, "De l'influence de la Révolution d'Amérique sur l'Europe", Oeuvres, t. VIII, p. 11 et s. を参照。

(7) この点、さきの注(3)でふれた二分説では、六種類の権利をすべて自然権と解した上で、その個人的な性格と政治的な性格によって、市民的権利と政治的権利に二分することとなる(Alengry, op. cit., p. 384.)。しかし、このような区別には疑問の余地があるほか、六つの権利をすべて自然権とするアラングリーの場合にも、租税や公的扶助、教育に関する三カ条は例外と解するなどの難点があり(ibid., p. 417.)、にわかに賛成することはできない。

(b) 諸権利の内容

①自由

シロンド人権宣言における自由に関する規定は、一七八九年人権宣言よりも詳細で、第二条から第六条まで五カ条が当てられた。「自由とは、他人の諸権利に反しないすべてのことをなしうることにある(第二条)」という自由の定義とその内在的制約についての考え方、および、一般意思の表明としての法律が自由の限界を画するとの限界論(第三条)は、一七八九年宣言第四条を踏襲したものである。自由の具体的内容については、一七八九年宣言にも掲げられていた思想の自由のほか、出版の自由(第五条)および信教の自由(第六条)に関する規定が新設された。<sup>(1)</sup>

出版等の方法による表現の自由については、コンドルセは、革命前夜からすでにそれを主張していた。<sup>(2)</sup>とくに、一七九一年の七月一七日のシャン・ド・マルスの虐殺事件の後、パリ市がいくつかの新聞の発行を停止したことに對して、彼は猛然と抗議したことが知られており、シロンド人権宣言第五条は、その思想を表明したものである。<sup>(3)</sup>

また、信教の自由の問題は、国民公会の審議で反対が強かったことにも示されるように、当時は相当に微妙な政治問題でもあったが、コンドルセは、従来から抱いていた思想・良心の自由と祭式の施行の完全な自由についての信念を第六条に表明した。彼は、宗教は本来個人的で非政治的なものであるという確信から、国家と宗教の分離を主張し、国家の非宗教性の原則を公教育の問題に発展させていった。<sup>(4)</sup>

これらの自由に関する規定は、一七八九年宣言の場合と同様、人権のなかで最も主要なものであったが、「自由の第四年、平等の元年」として平等の保障が注目されていた当時であつては、自由を強調することは、反動的なイメージを与えるものでもあった。そこで、六人委員会では、平等を諸権利の筆頭に置き、平等に関する規定を自由の前に移動させた。

## ② 平等

すべての人間がその本性に基づいて自然権を等しく享受することを前提とするコンドルセの人権原理において

は、自然的平等がその第一の基底であり、共に人間の本性に基礎をおく点で、平等は自由の問題と不可分に結びついていた。<sup>(5)</sup> この自然的平等の保障は正義の永遠の課題であったが、この要請はあくまで形式的な平等を意味し、実質的の平等を含まなかった。また、それは権利の平等にすぎず、事実上の平等を問題にしえなかった。そこで、ジロンド人権宣言の平等規定は、それ自体が権利の内容として位置づけられていたにも拘わらず、「平等とは、各人が同一の権利を享受しうることにある」(第七条)として権利の平等、形式的平等の原則を明示したものとどまっていた。その具体的内容についても、一七八九年宣言と同様に、万人に対する法律の平等と公職の機会均等(第八条九条)が掲げられただけであった。

もっとも、自然的平等の要請から、社会的不平等の排除という要請に到達したコンドルセは、現存する社会的・経済的不平等を是正するために、公的扶助の制度と教育の機会均等の確立をめざした。第二三条・第二四条の規定が、公的扶助と教育についての社会の義務を明言したことは、一七八九年宣言の枠をこえるものであった。しかし、ここでも、その保障は、権利の形式的平等をめざしたものとどまらざるをえなかった。社会・経済的平等の実質的保障についての視点は、所有に関する諸規定によって経済的自由主義が強調されたことで、本質的に限界づけられていたのである。

### ③安全

コンドルセの自然権論において、安全の問題は、身体的自由の保護の名のもとに重視されていた。ジロンド人権宣言では、一七八九年宣言で確立されていた法定手続きの保障と罪刑法定主義、無罪推定原則などを保障し、さらに、犯罪に対する刑罰の適用が厳格かつ必要最低限のものであることを示した。一七八九年宣言の文言に新たに追加された「刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものでなければならぬ(第一七条後段)」という規定は、このような一種の刑罰の謙抑主義を示すものとして注目される。<sup>(6)</sup>

#### ④ 所有

ジロンド人権宣言は、一七八九年宣言と同様、所有権を神聖・絶対の自然権と解して「所有権は、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処理する主体であることにある」（第一八条）と定めた。そして、任意の処分性を内容とする所有権から、すべての種類の労働、商業耕作と生産の自由、および生産物の売却、輸送の自由という、広範な営業の自由を導き出した（第一九条）。これらは、コンドルセが革命前夜から表明してきた穀物取引の自由、関税制限の撤廃の要求を実現するものであり、当時のブルジョワジーの要求でもあった。また、一七八九年宣言の規定には存在しなかった労働契約に関する規定が第二〇条におかれ、労働契約の自由とその制約（人身売買の禁止）が明らかにされたが、ここで定められた労働契約に対する制約が原始的なものに留められたことは、コンドルセの意図が契約の自由の確立と擁護の方であったこと（労働者を保護する形での契約の制約については全く関知していなかったこと）を示している。このことはまた、コンドルセをはじめとする当時の議会派ブルジョワジーの多くが、ル・シャブリエ法を歓迎していたことを想起させる。次に、第二一条は、財産の公共利用による制約について定め、一七八九年宣言第一七条と同様に、公共の必要の明白性と正当かつ事前の補償という条件が満たされなければ、財産はその同意なしに侵害されないことを明らかにした。この規定は、一七八九年宣言の場合と同様に、旧特権階級の財産没収などの革命成果を正当化するものであると同時に、ブルジョワジーの財産の不可侵性の保障に対する執着を示したものとといえる。もっとも、一定の条件が完備した際には、財産の公共使用を容認する本条は、ブルジョワジーの所有にとって重大な制約となりうる点で、両刃の剣でもあった。国民公会での審議では十分な議論は尽くされなかったにせよ、後にみるように、ロベスピエールらが社会の要求による所有権の制限を強調していたこととの対比からしても、そのブルジョア的性格が直視されなければならない。

#### ⑤ 社会的保障

所有権規定に続く第二三条以下の三カ条は、租税、公的扶助、教育の規定に当てられた。これらはいずれも、所有権を侵害しない範囲内で社会・経済的な不平等を是正し、諸権利を社会的に保障するための構想の一貫として捉えることができる。とくに初等教育が社会の義務であることを明らかにした第二三条は、権利の平等の実現のために教育の必要性を重視して、無償かつ非宗教的な公教育制度を構想したコンドルセの主要な憲法思想の表明として注目される。<sup>(7)</sup>しかし、租税については、すでにふれたように、コンドルセの累進税の構想はジロンド人権宣言で保障されるには至らなかった。公的扶助についても、それが社会の神聖な義務であることが規定されたこと自体は一七八九年宣言に比して重要な意味をもったにせよ、その実現は法律に委ねられていた。慈善的な公共救済院の確立を定めた一七九一年憲法下の公的扶助にとどまらず、コンドルセの共済制度や積立金庫の構想、および弱者のための特別の扶助制度の構想を積極的に実現することができるかどうかは、立法裁量の問題に留められたかぎりにおいて不明であった。<sup>(8)</sup>この意味でも、公的扶助の問題を、市民の生存権や労働権の面から捉えることができなかったジロンド人権宣言の限界を指摘することができる。これは後にみるモンターニュ人権宣言に共通する限界でもあり、ロベスピエールやアンラジュエとの重大な差異でもあった。

さて、第二五条は「人間の諸権利の社会的保障は、国民主権に基礎づけられる」として、人権保障が主権の問題と密接な関係をもっていることを明らかにした。すべての社会的結合すなわち国家は、人権の保障をその存在目的とするがゆえに、人権保障のあり方は国家における最高意思の決定すなわち主権行使のあり方に依拠せざるをえない。公権力の淵源を、一七八九年宣言と同様に、君主ではなく国民の側に求めたコンドルセは、社会における公権力の存在目的と行使の問題をこうして人権保障の問題と結合した。さらにコンドルセは、人間の諸権利を保障すること自体が社会における市民の権利であると考へて、これを第一条の諸権利のカタログのなかに挿入した。ジロンド人権宣言に、すべての市民の租税参加権(第二二条)や、社会的保障や立法に参加する権利など、市民を主体と

する権利が掲げられているのはこのためである。また、シロンド人権宣言は、国民に淵源をもつ主権（＝国家権力）が本質的に人民全体に帰属し、人民を構成する各市民が主権行使に参与する権利をもつことを明確にした（第二七条）点で、人民主権原理を標榜したものととして理解される。人権宣言のなかで、人権の社会的保障のあり方の問題として、公務の限界の法定と公務員の責任を明らかにし（第二九条）、すべての市民の政治参加権（「人権保障に参与し、法律の名において諮問された場合に法律に効力を与える」権利）（第三〇条）を、第二七条の主権行使の権利の一態様として認めたことも注目されてよいであろう。

#### ⑥ 圧制に対する抵抗

圧制に対する抵抗権は、一七八九年宣言の第二条で自然権の一つに掲げられていたが、これに関する具体的な規定は存在しなかった。シロンド人権宣言では、第三条で「社会を形成する人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならない」という規定がおかれ、第三条で圧制の諸形態が詳細に定められた。すなわち、圧制が存在するのは、本来人権をまもるべき法律がこれを侵害するとき、公務員が法律の適用に際して法律を侵害するとき、恣意的な行為が法律に違反して市民の諸権利を侵害するとき、の三つの場合であり、これらの圧制に対する抵抗の諸形態は、憲法で規定されなければならないことが明示された（第三条第一～四段）。

これらの諸規定は、コンドルセが、人権保障に必要不可欠な最終的な手段として、抵抗権を重視していたことの表明である。コンドルセは、一七八九年七月一日や一七九二年八月一〇日の革命を人民の自由と平等のための蜂起であるとして称賛し、とくに後者は、「賢慮と正義に基づく偉大な行為」であると評していた。当時の国民会議員たちも、八月一〇日の王政打倒の蜂起を正当化するため、圧制に対する抵抗の権利を人権宣言に掲げることでは一致していた。しかし、問題は、その手段である。コンドルセは、以前から暴力的な手段を嫌い、可能な限り合法的な手段によって政変が平和裏に達成されることを望んでいた。圧制に対する抵抗についても、それが自由な人



民の尊厳にふさわしい合法的な手段であること、および、憲法で予め規定されていることをその要件と考えた。これは、後にみるような人民の公務に対する審査や公務員の譴責手続きなどを念頭においたものと考えられる。このような合法主義は、ジロンド派議員の中では多くの支持を得ていたが、モンターニュ派からの批判は強く、国民公会の審議のなかで修正を被ることとなった(第三条の文言には、合法的な抵抗が無力である場合に蜂起が必要となることが追加され、第三条は削除された)。さらに、抵抗権の規定に続いて人権宣言の最後に掲げられた憲法改正権も、以上のようなコンドルセの合法的手段の一つとして捉えることができる。すでに革命初期から人権宣言のなかに憲法改正権を明記することを要求していたコンドルセは、ジロンド人権宣言のなかでそれを実現すると共に、憲法典に独立した章を設けて、人民のレフェレンダムによる憲法改正手続きを保障した。

(1) 自由については、出版の自由と信教の自由の二点について議論があったことはすでに概観した。本稿第二章一(成城法学二〇号一二四頁)を参照されたい。

(2) コンドルセは、「新聞の自由についての断章」を書き、その自由を保障する法制を要求していた。Condorcet, "Fragments sur la liberté de la presse", *Oeuvres*, t. XI, pp. 253 et s. F. Alengry, op. cit., pp. 388 et s.

(3) F. Alengry, op. cit., p. 390.

(4) キリスト教の権力化に反対したコンドルセ、および、比較的クリスチャンの多かったジロンド派の宗教上の立場については、J. Chaumié, op. cit., pp. 46 et s. 参照。

(5) コンドルセの平等思想については、F. Alengry, op. cit., pp. 400 et s. 吉田前掲書一一七頁以下など参照。

(6) この考えは、応報刑ではなく教育刑主義的な発想に基づくものと思われ、コンドルセの革命前夜からの著作にも示されている。また、イギリスの人身保護法やアメリカ革命の成果を学んだ彼は、身体の恣意的拘束に対する自由を確立する必要性を痛感し、トマス・ペインらの影響のもとで、死刑の廃止も要求していった。F. Alengry, op. cit., p. 406, pp. 620 et s.; Condorcet, "Vie de M. Turgot", *Oeuvres*, t. V, pp. 190 et s. 参照。

(7) コンドルセの公教育論については、ここでは立ち入ることができないが、吉田前掲書六一頁以下、成嶋隆「フランスにおける公教育法制の成立(一)」法政理論一一巻二号一一〇頁以下、F. Alengry, op. cit., pp. 418—419.; Condorcet,

“Memoires sur l’instruction publique”, 1791—92, Oeuvres, t. VII, pp. 167 et s. なるを参照。

(b) 公的扶助については、モンテスキューは一七九〇年をたゞ「積立金庫 (Les caisses d’accumulation)」と云ふ論じ、  
共済制度の構想を明らかにしてゐた。Condorcet, “Sur les caisses d’accumulation”, 1790, Oeuvres, t. XI, pp. 389  
et s.

(c) F. Alengry, op. cit., p. 415, Condorcet, “Adresse de l’Assemblée Nationale aux Français”, 1792, Oeuvres, t.  
X, pp. 565 et s. 参照。

## II 統治原理

### (a) ジロンド憲法草案における統治原理と主権原理

人権宣言草案に続く憲法草案は、前文と全三七〇カ条からなる大部なものである<sup>(1)</sup>。その前文は、「フランス国民は、単一・不可分の共和国に組織される。フランス国民は、すでに確認され宣言された人間の諸権利と、自由・平等および人民主権の原理の上に、その政府を設け、以下のような憲法を採択する」として、人権宣言の基礎の上に憲法が成立していることを明らかにした。憲法典の構成は、第一篇「領土区分」、第二篇「市民の身分および市民権行使の要件」、第三篇「第一次集会」、第四篇「〔地方〕行政府」、第五篇「共和国執行評議会」、第六篇「国庫および会計局」、第七篇「立法府」、第八篇「国民代表の行為に関する人民の審査および請願権」、第九篇「国民公会」、第十篇「司法機関」、第十一篇「軍隊」、第十二篇「公租」、第十三篇「フランス共和国と諸外国との関係および対外関係」の全一三篇からなり、とくに第一次集会および行政・立法・司法について詳細な規定がおかれていた。ジロンド憲法草案は、立憲君主制のもとで国民主権原理に基づく国民代表制を構築していた一七九一年憲法と異なつて、共和制のもとで人民主権原理を標榜し、普通選挙権を有する市民が、第一次集会に集合してその政治的権利を行使する民主的な統治機構を構想してゐた。第一次集会では、市民が行政府や立法府の構成員を直接選出するほか、憲法の制定・改正時のレフェレンダム、立法府の諮問事項の審議や公務員の審査など、一定の直接参加手続

きが認められていたことが特徴的である。また、一七九三年憲法との対比では、男子普通選挙制を基礎として人民全体（市民の総体）に主権の帰属と行使を認める人民主権原理を標榜していた点は共通していたが、一七九三年憲法が、立法院への行政府の従属を基礎として、人民—立法院—行政府というヒエラルキーを確立していたのに対して、ジロンド憲法草案では、行政府についても人民の直接選挙を認めて行政権を強化しうる構造をもっていたなどの差異があった。一七九三年二月一五日の趣旨説明のなかで明らかにされていたコンドルセの構想では、各県に從属するコミューンの第一次集会やセクションなどの地方組織を活用しつつ、戦争政策の遂行に伴ってしだいに緊急度を増していた国家意思の統合と行政権力の強化という課題の実現が企図されていたといえる。

さて、以上のようなジロンド憲法草案の統治原理は、人権宣言草案に規定された人民主権原理と市民の政治的権利を実現すべく構想されたものである。人権宣言は、主権原理に関して、まず「主権は、単一・不可分で時効にかからず、不可譲である（第二六条）」として主権の属性を明らかにし、それが、本質的に人民全体に帰属することを述べた。「市民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権を自らのものにすることはできない」という第二八条前段の規定は、一七九一年憲法でも表明されており、主権の不可分性に基づいて、その部分的な帰属と特殊利益による主権の篡奪を戒めている。主権は、こうして人民全体に不可分に帰属するが、その行使は、人民を構成する各市民に委ねられる。人民を構成する各市民は実際上の主権者として主権行使に参与するのであり、各市民は主権者として平等に政治的権利をもつ、とするのが第二七条（「主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参与する同一の権利をもつ」）の趣旨である。

ところで、ジロンド憲法草案では、人民主権の表明と主権の属性・帰属についての規定は置かれていたにせよ、主権の概念や主権原理の意義などについては、他の革命期の憲法と同様、直接明示されてはいなかった。したがって、主権原理の解明には、当時における主権の用法や主権概念などについての検討を要するほか、憲法学および憲

法史学における理論状況をも考慮に入れることが必要となる<sup>(3)</sup>。また、主権原理の内実は、憲法が定める統治機構（とりわけ意思決定手続き、および執行監督手続き）のあり方によって決定されるとする立場からすれば、もとより、人権宣言や憲法典における人民主権の表明だけから判断することは不十分であり、統治機構に関する憲法の諸規定からその内容を具体的に検証することが不可欠である<sup>(4)</sup>。以下では、これらの点をふまえて、シロンド憲法草案における主権行使の具体的形態と統治機構の概要を検討することにしよう。

(1) シロンド憲法草案における憲法案(Projet de Constitution Française)の正文は、前掲憲法集 Duguit et al., op. cit., pp. 35 et s. 参照。

(2) A. P., I, s., t. 58, pp. 584 et s. 参照。

(3) フランス革命期における主権の用法が、国権すなわち国家の包括的な支配権としてのそれであったことについては、杉原泰雄『国民主権の研究』四一頁以下、Carré de Malberg, op. cit., t. 1, pp. 73 et s. 参照。また、主権の意義について、学説は、それを国家権力と捉えるものや憲法制定権力と捉えるものなどに分かれているほか、主権原理の意義についても、それを国家権力の帰属を定める法原理と解するか、権力の正当性の帰属を定める（政治）原理と解するかについて、見解が対立している。「本稿序章（成城法学一六号三〇頁以下）で多少ふれているが、最近の学説状況については、同三八頁注（17）で示した文献のほか、芦部信喜「国民主権（一）（二）完」法学教室五四・五六号、杉原泰雄「国民主権と憲法制定権力―国民主権論の整理のための覚書（1）（4）完」法律時報五七巻六号・九号、高見勝利「主権論」法学教室六九号などを参照されたい。」とくに、今日の主権論争を担っているこれらの諸学説が、フランス革命期憲法における「国民（nation）主権」と「人民（peuple）主権」との原理的対立、およびこれを理論的に分析したカレ・ド・マルベールなどのフランス憲法学の研究成果を前提的に承認していることからしても、これらの主権問題が本稿自体の課題と直接的な関係をもっていることはいうまでもない。しかし、その問題の大きさからして今日の主権論争についてここで詳細に論じることはできない。本稿では、一七九三年の人民主権原理を問題にするにあたって、これを「人民（意思決定能力をもった市民の総体）」に国家権力（の実体）を帰属させることを可能にする法原理として捉えているが、フランス革命期憲法の実態に即してみるかぎり、主権原理における権力の正当性の契機をも排除しえないものと考えている。すなわち、一七九一年憲法のもので、「国民（抽象的・概念的な国籍保持者の総体）」を主権者とする国民主権原

理が確立された際には、このような「国民」に現実に国家権力を帰属させることは論理的にも不可能であった限りにおいて、主権原理における権力の正当性の契機が問題となったのは当然であったし、また、君主主権の否定が直接的な課題であった当時では、権力の正当性が「国民」の側にあることを表明することにこそ意義があった。「もともと、実際には、国民主権原理は、民衆を排除してブルジョワジーからなる国民代表に権力の実体を帰属させる機能（およびその実態を隠蔽するイデオロギー的機能）を果たした。この点では、国民主権原理は、ブルジョワジーへの権力の実体の帰属を可能とする（およびそれを正当化する）法原理でもありえたが、主権主体たる「国民」には、形式的には権力の行使から排除された民衆（受動市民）も含まれていた点では、少なくとも、国民主権原理は、そのような「国民」への国家権力の実体的帰属を指示する法原理ではありえなかったはずである。」これに対して、一七九三年の段階で、「人民」（意思決定能力をもった具体的存在としての市民の総体）を主権者とする人民主権原理が構築された際には、その実際上の担い手としての民衆にとって、それはもはや単なる国家権力の正当性の帰属ではなく、国家権力の実体の帰属を定める法原理であったし、また、そうでなければならなかった。「しかし、あくまで憲法規範上の主権者は「人民」という集合的存在であったために、その主権行使の態様如何では、これもまた、「人民」を構成する各市民への権力の帰属を實際上確保しえず、「人民」が権力の正当な淵源であることを示す原理（建前）に転化しうるものでもあった。この意味では、人民主権原理もまた、権力の正当性の契機を内包していることを否定しえないであろう。」

いづれにせよ、この問題の検討は今後も継続されなければならない。とくに、ごく最近フランスにおいて、カレ・ド・マルベールの研究成果を批判的に再検討し、「国民 (Nation) 主権」と「人民 (Peuple) 主権」の対立が必ずしもフランス革命期の主権概念に適合するものではなく、ともに意思決定参加者としての市民の総体を主権者とした点でむしろ共通していたことを指摘する著作 (Guillaume Bacot, Carré de Malberg et l'origine de la distinction entre souveraineté du peuple et souveraineté nationale, 1985) が刊行されたこともあり、あわせて別稿で検討することとした。

(4) シ Rond 憲法草案の人民主権原理についての憲法学界での位置づけや論争点については、本稿序章（成城法学一六号一頁以下）で一七九三年憲法のそれを検討した際に、多少問題にした。シ Rond 派とモンターニュ派との対立に関する歴史的認識について立場の相違が認められるにせよ、憲法学界では、一七九三年憲法とシ Rond 憲法草案との憲法原理上の類似性を認め、シ Rond 憲法草案の主権原理を、一七九三年憲法と同様、人民主権原理として理解するものが多い。

よりである。とくに選挙権論との関係でシロンド憲法草案と「選挙権権利説」に人民主権と解すること、および半代表制論との関係で、シロンド憲法草案に「半直接制」に人民主権と解することは、フランスにおいても長らく承認されてきたように見える。(A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 7e éd., 1921, pp. 355-356; R. Carré de Malberg, *op. cit.*, t. 2, p. 426, L. Duguit, *op. cit.*, p. 583; M. Prétot, *op. cit.*, pp. 330 et s. など参照)

わが国でも、一七九一年憲法の国民主権と一七九三年憲法の人民主権との対抗を自覚しつつ、シロンド憲法草案の主権原理を一七九三年憲法と同様に人民主権として捉えていると思われるものに、長谷川前掲書二七七頁以下、高野真澄『シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想』、『尾道短期大学紀要』第一六集三三三頁以下、同『シロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想』再論、『奈良教育大学紀要』一九卷一号一一一頁以下、野村前掲書三二頁以下、岡田信宏『フランス選挙制度史(1)』北大法学論集二九卷二号八二頁以下などがある。

これに対して、シロンド憲法草案のなかに一七九三年憲法と同様に人民主権を見出すことに疑問を呈し、これを人民主権とは質的に異なる主権原理すなわち国民主権の枠内で捉えるという見解も表明されている(杉原『国民主権の研究』二九〇頁以下参照。ここでは従来の見解が改められ、その理由として、①シロンド憲法における法律についての人民決定の原則の未確立、②憲法改廃、法律制定におけるイニシアティブ等の無力性、③執行権に対する人民の監視権の不存在などが指摘されている。)

シロンド憲法草案の主権原理を、人民主権と解するか否かという問題は、論者における人民主権と国民主権の概念規定の問題、とりわけ人民主権原理と判定する場合の制度上の指標の問題に係わっており、これらの検討を先行させなければその判定を行うことはできない。この点、本稿では、人民主権原理に適合的な統治形態には、人民による意思決定と人民による執行監督を確保しうる制度が必要であり、前者を保障するためには、普通選挙制度に加えて、人民による立法権行使のためのレフェレンダムもしくは命令的委任制度、また、後者の保障には、人民による公務員の任免制度あるいは議会による執行統制手続きなどが構想されうる、と考えている。しかし、ルソーやこれに依拠したカレ・ド・マルベールの人民主権論のように、命令的委任制度もしくは(すべての法律についての)レフェレンダムを絶対的必要条件として厳密に要求しているわけではない。本稿では、今後における再検討の必要を留保しつつも、当面は、普通選挙制度のほか人民発案と人民拒否の制度、諮問的レフェレンダムなどの意思決定手続き、および人民と議会による執行

監督手続きを確立したジロンド憲法草案についても—その手続きは極めて不十分ながら—一七九三年憲法と同様、人民主権の枠内で捉える立場を前提的に維持しておきたいと思う。(その理由は、ジロンド憲法草案の主権行使形態について次項で順次検証する。)

(b) 主権行使の形態と統治機構

① 第一次集会

ジロンド憲法草案の第一篇は、領土の区分を定め、単一・不可分の共和国に八五の県をおいた(第一〜二条)。各県は大コミュニティに区分され、各コミュニティは、市町村区(*sections municipales*)と第一次集会に区分された(同四条)。市町村区と第一次集会の区域は同一ではなく(同六条)、前者が県庁の支所をもつ行政区であるのに対して、後者は、主権行使のためのいわば選挙区の色彩をもっていた。第一次集会は、各県内で各々四五〇〜九〇〇人の市民からなるように区域が設定され(第三篇第一節第一条)、各集会ごとに市民の名簿が作成されて、その名簿の管理や集会の召集等を担当する事務局が選出された(同二〜二一条)。

第一次集会の機能は、憲法で定める所定の選挙のほか、(i) 憲法草案の承認・否認および憲法改正の場合、(ii) 国民公会召集を提案する場合、(iii) 立法府が共和国と全国民の要請に関して諮問する場合、(iv) 立法府に對して、議決要請をする場合もしくは国民代表の行為について拒否権を行使する場合、の四つの場合に、共和国の一般利益に関する事項を審議し議決することであった(同二節一〜二条)。これらの行為は、主権者の主権行使の内容をなし、第一次集会に集会した市民は、これらの行為によって「主権者の構成員としての諸権利 (*droits de membres du souverain*)」を行使する「ことがコンドルセの二月一五日の趣旨説明のなかで明らかにされていた。また、各第一次集会自体は主権者ではなく、あくまで主権者は人民全体であることが強調され、任意の集会は議決権はもたず、各々の第一次集会在が別々に活動する場合には審議は何の権限をもたないことなども指摘されていた。<sup>(1)</sup>

## ②選挙権と選挙制度

(i) 第一次集会で行ひ市民の主権行使の第一の形態は、選挙である。ジロンド憲法草案は、第二篇で市民の身分について定め、第一次集会の市民名簿に記載される要件として、共和国の領土内に一年以上居住する満二一才以上の男子であることを要求した(第二篇一条)。この要件をみたす市民は、引き続き三カ月以上居住する区域の第一次集会で選挙権を行使する(同三―四条)のであり、ここに男子普通選挙制が採用された。普通選挙は当時のコンドルセの憲法思想の主要部分を占めていたが、現実にも、一七九二年八月一日のデクレによって受動的市民と能動的市民の区別に基づく制限選挙制が廃棄され、すでに国民公会選挙において男子普通選挙制が実施されていたことからして、これは当然の帰結であった。ジロンド憲法草案は、選挙権行使を不能にする原因として、第一に、判決で認定された無能力および心神喪失、第二に、市民権剝奪を生ずる刑の宣告をあげ(同五条)、さらに市民資格は外国への帰化によっても喪失する(同二条)ことを定めた。ここでは、選挙権の制限として一七九一年憲法下で認められていた租税要件はもとより、僕婢などを選挙人から排除した職業上の要件や、文盲者等を排除した教育上の要件等がすべて削除され、心神喪失者を除いて、意思決定能力を有し、かつ一定の居住要件を備えたすべての成年男子に選挙権が認められた。また、被選挙権についても、満二五才以上のすべての市民は、被選挙資格をもつものとされ(同九条)、市民資格に年令要件が加重されたにとどまった。さらに、居住要件の喪失によって選挙権が行使しえない場合にも、居住地を問わずすべての県から選出されうる事が定められた(同二〇条)。

以上のような男子普通選挙の採用については、コンドルセが二月一五日の演説の中で、その趣旨を次のように論じていた。「憲法は、人間が自然からうけとった政治的諸権利——他の全てのものと同様に、道徳的な観念を敏感に受入れ、理性を働かせることができる人間の本性に由来する政治的諸権利——を行使する能力を誰に認めるのであるか。この問題について、政論家たちは対立する二つの見解に分かれた。一方は、政治的諸権利の行使を、そ



のために公共の利益に基づく諸条件を要求することができるような一種の公務 (fonction publique) とみなした。彼等は、市民の一部に排他的に、万人の諸権利の行使を委ねることができると考えた……。もし、これらの特権を得た人々が自分達だけのために法律を制定することが不可能であり、とりわけ法律によって確立された「選挙権行使からの」排除が、それを免れることの安易さから、ある意味では自由意志に基づくものとみなされることができないならば、このような「選挙権を行使しえない者としうる者との」差別には真の不正はないだろう、と彼等は考えたのである。

これに対して、他方は、政治的諸権利は、完全な平等を伴ってすべての個人に帰属しなければならない、と考えた。そして、仮にその行使を諸条件に服させることが正当であるとしても、それは、ある人がある国民に属して他には属さないことを確認し、また、全市民が同じ場所で投票しえない場合に、どの集会に各人が属すべきかを確認するために必要な諸条件だけである、と考えた。

今日まで、すべての自由な人民は、第一の見解に従い、一七九一年憲法もまたそれを確認した。しかし我々には、第二の見解が、理性と正義、そして真に賢明な政治にとつて、よりふさわしいように思われた。我々は、最も簡潔な理由によって認められる自然権を、その真実性が少なくとも不明瞭であるような考察のために犠牲にする<sup>(2)</sup>ことが、正当であるとは考えなかった<sup>(3)</sup>と。

こうして、コンドルセは、一七九一年憲法下で制限選挙制を正当化するために主張されていた選挙権を公務と解する議論 (いわゆる「選挙権公務説 *théorie de l'électorat-fonction*」) を退け、普通選挙制を正当化するために、選挙権 (政治的権利) は、人間の本性に由来する自然権であり、すべての個人 (市民) に平等に帰属することを主張した (いわゆる「選挙権権利説 *théorie de l'électorat-droit*」)<sup>(4)</sup>。すでにその憲法思想の検討からも明らかなように、彼は、選挙権のような政治的権利が、道徳的な観念に敏感で理性的な存在としての人間の本质に由来するもの

であると考えていたために、国籍と居住の要件（および意思決定に必要な年令要件）という本質的な条件以外のかかる制限もなく、平等にすべての市民に帰属すべきである、として普通選挙制を採用したわけである。また、被選挙権についても、コンドルセは財産、教育、職業等による諸制約を逐次検討した上で、これらがいずれも政治的権利を侵害するものであることを指摘し、「結局、被選挙権についていかなる条件をも設けないことに決定した」<sup>(5)</sup>ことを明らかにした。

(ii) 次に、選挙制度については、選挙が第一次集会の主たる機能であることから、第一次集会に関する第三篇に規定された。ここで市民による直接選挙が認められた対象は、立法院や国民公会の議員の他、執行評議会（内閣）の構成員（大臣）や各県の行政委員会の構成員（地方行政官）から、国庫委員・会計検査委員、裁判官、民事・刑事陪審員、司法監察委員、国民陪審員、国民軍の指揮官にまで及んでいた。このため、各々の選挙方法については各篇にも規定がおかれ、次のように定められた。<sup>(6)</sup>

まず、立法院の議員選挙は、各県の人口五万人に一人の割で算出された定員について、各県の全第一次集会で毎年五月に実施される（第七篇第一節二条以下）。どの選挙も、候補者名簿作成の為の予備選挙（推薦投票 *scrutin de présentation*）と本選挙（確定投票）の二回投票制で行われる。このうち、推薦投票は、記名投票でなされ、得票数の多い者から順に定員の三倍の候補者（および次点者）が決定され、県知事による公示後一五日以内に辞退者の申し出を待って（辞退の時は次点者を繰り上げて）定員の三倍の人数からなる候補者名簿が確定される。ついで、候補者名簿が県庁から各第一次集会に送付され、本選挙が実施される。この確定投票は、無記名でなされ、各投票人は、投票用紙の第一欄に定数と同数の候補者名（および補助欄に同数の補欠者名）を記入する。集計の結果（第一欄）の得票数が過半数を得たものについては得票順に当選が決定し、定員に満たない場合には、補助欄の得票を付加して順次当選者および次点者を決定する（以上は、第三篇第三節第一〜二二条）。なお、各県から各二名

の議員で構成され、憲法の改廃に関連して随時形成される国民公会の議員選挙にも、立法府の議員選挙の方法が準用される（第九章第八条）。

また、七名の大臣と一名の書記官長からなる執行評議会構成員の選挙は、そのポスト別に個々の投票によって行われる。したがって、定員が一名の場合の選挙規定（第三篇第三節第二二条）が基本的に適用され、推薦投票において、各投票人は、一名の候補者名のみを記入する。この投票に基づいて作成される候補者名簿には、得票数の多い二名の候補者（および次点者）が記載されるが、この場合に限って、続く八名の候補者からなる第二名簿が作成される。本選挙では、各投票人は、候補者名簿のなかから一名を選んで第一欄に記入し、補助欄に六名を記入する。第一欄の集計の結果、絶対多数を得た者が当選者となり、ついで得票数の多い六名が次点者となる。こうして選出された各大臣の任期は二年で、毎年その半数が改選され、再選されることができ（第五篇第二節第一二二条）。

その他、各県の行政委員会を構成する一八名の委員選挙の場合（第四篇第二節第一〇四条）や、各三名の国庫委員および会計検査委員選挙の場合（第六篇第一・七条）にも、上記の議員選挙の方法が準用され、また、司法機関の構成員についても、第一次集会での選挙が次のように定められる。まず、各第一次集会の市民一〇〇人に一人の割合で選出される民事陪審員の選挙にも第一次集会が関与するが、この場合には、投票は一回で、各投票人は唯一名を記入する方法がとられ、相対多数により当選した定数の二倍の委員が名簿に掲載されるのみで最終的な選考は訴訟当事者に委ねられる（第一〇篇第一節第九〇一三条）。民事陪審委員会の委員長等も、個別的選挙の方法で直接第一次集会で選出される（同一四条）。一方、刑事裁判所を構成する所長一名、裁判官一名、検事一名も、二年の任期で、随時人民によって選出され（第一〇篇第三節第九条）、判決の破棄等を請求する司法監察委員も、個別選挙の手続きに従って第一次集会で選出される（同四節第二条）。反逆罪を裁く国民陪審委員会の構成員も、各県ご

とに三名ずつ選出される(同五節第二條)。

以上のように、シロンド憲法草案は、人權宣言案の人民主權規定を具体化するために、男子普通選挙制を採用し、立法府の議員のみならず、大臣や地方行政官などの行政担当官、司法機關の構成員等を市民によって直接に選挙する制度を構築していた。このような広範な直接普通選挙の採用は、公職の任期の短縮と頻繁な選挙によって人民の政治介入の機会を増加したこと、および、再選を認めて再選時における人民の信任機能(あるいは実質的な罷免機能)を活性化したこととあいまって、コンドルセの民主的な政治構想の表明として理解することができる。現に、コンドルセは、趣旨説明のなかで、一七九〇年以来的の間接選挙制(とりわけ選挙人会)を排して直接選挙制を採用したことを強調し、各第一次集会の意思が各県の市民の総意となつて全共和国の意思形成につながつてゆく構想を明らかにしていた。また、市民が各選挙において二度しか意思表明しえないその選挙制度は、とても簡潔な単純な操作を市民に要求するだけであること、その選挙制度の単純さが頻繁な改選を可能とすること、などを述べていた。<sup>(3)</sup>

しかし、以上のような選挙制度は、候補者名簿作成のための推薦投票を伴つた二回選挙制であつたため、実際には手続きが極めて複雑・煩瑣であり、またそれゆえ時間に余裕のあるブルジョアにのみ有利に機能しうる危険をもつなどの欠点があつた。現に国民公会の審議において、エロー・ド・セシエルやロベスピエールはこれらの点を鋭く批判していた。<sup>(8)</sup>とくに、推薦投票において記名投票制が採用され、秘密選挙の原則が採用されなかつたことが問題となるが、コンドルセは、本選挙において無記名投票制が確立されていることを重視し、候補者を選定する推薦投票は単なる表示にすぎないため記名しても危険性が少ないと判断していた。仮に、マティエらによつて指摘されてきたような危険性を承認するにせよ、<sup>(9)</sup>秘密投票制の確立が、当時の状況では必ずしも民主性を示すものでなかつたことはすでにみたとおりである。<sup>(10)</sup>

総じて、シロンド憲法草案の選挙制度は、確かに、民衆にとっては複雑・煩瑣にすぎて実効性に乏しいものであった。しかし、その政治参加の機会を可能な限り拡大して、立法院の議員のみならず行政府・司法府の構成員にまで直接普通選挙の原則を適用しようとしたことは、運用上の問題を別とすれば、少なくとも原理上は、次にみる一七九三年憲法よりも民主的な内容をもっており、人民主権原理に適合的であったということ否定することはできないであろう。

### ③意思決定手続きと立法院

シロンド憲法草案は、フランス市民が共和国の一般利益を審議する場として第一次集会を設け、第一次集会での主権行使の態様として、憲法の制定・改廃のほか、立法院の諮問に対する審議、および、立法院に対する審議事項の採択の要請と国民代表の行為についての拒否をあげた(第三篇第二節第二条)。主権者の国家意思決定への参加は、憲法の制定・改廃に関する事項と一般的な法律制定に関する事項の二つに分けられるが、前者については人民の直接的な介入と最終決定権を認め、後者については、第一次集会における人民の発案権と審議権、拒否権等を認めためらうで、立法権が立法院に属する(第七篇第二節第一条)ことを明確にした。以上のような制度は、コンドルセの趣旨説明の中で、フランス市民の主権的権利の享受を代表制の憲法のもとで最大限に維持しうる方法として紹介されており、すべての法律を人民の直接の承認に委ねる制度や命令的委任制度よりも適したものと理解されていた。

(一) まず、シロンド憲法草案における憲法改正手続きは、憲法改正権が本来的に主権者人民に属することを保障した人権宣言第三三条の趣旨にそって以下のように定められていた。

憲法改正や一部修正等のために国民公会が召集される(第九篇第一条)が、国民公会が召集されるのは、第一に、立法院が必要と考える場合(同七条)、第二に、一県の第一次集会の投票人の多数がそれを要請する場合(同六条、

第三に、憲法の承認後二〇年目に憲法上の規定にそつて立法院が行う場合（同四条）、の三つの場合である。第一の立法院が提案する場合にも、全市民の過半数がこの召集を承認することが要件とされており（同七条）、国民公会の召集にはいづれにせよ第一次集会の議決を必要とする。国民公会の召集が決定されると、第一次集会において各県二名の議員が選出され、憲法改正案を作成する（同八・九条）。この憲法改正案は第一次集会の議決に付され、否決された場合には国民公会は新草案を再度人民の投票に委ねる義務をおう（同一一・一二条）。万一、新草案も否決された時は、国民公会は当然に解散し、立法院は新たな国民公会を召集するか否かを第一次集会に諮問しなければならぬ（同二三条）。

こうして、国民公会の召集の決定のみならず、国民公会が作成した改正案についての拒否権および最終決定権が人民に帰属せしめられていたが、その反面、立法院が召集を行う場合については、改正内容についての発案権が維持されないほか、発案権行使の実効性の問題など、次にみる法律の制定・改廃手続きの場合と同様な限界が存在していた。

(ii) 次に、法律の制定・改廃手続きは、以下のように定められていた。

各県選出の議員からなる立法院は、一院制で毎年改選され、法律 (loi) およびデクレ (décret) の二種類の文書を制定する（第七篇第一節一条、同二節三〜六条）。法律はその普遍性と無期限性、デクレは地方的・個別的適用と一時的な性格を特徴とする。前者には、国有財産、一般行政機関および国の収入、公務員、貨幣に関する一般規定が、後者には、軍事、予算、租税、公共事業等に関する諸規定が含まれる。これらはいずれも、立法院における公開の審議を経て絶対多数で議決される。審議は、草案の採択および最終的な議決のために二回行われ、立法院内部で選出される理事部において、まず草案の内容や採決の可否等が検討される（同篇第三・四節）。

法律およびデクレの発議は、議員のほか、第一次集会に集合した市民によってなされ、人民発案の手続きが次の

ように保障される。「第一次集会において市民が法律の制定・改廃を請求する手続きは、立法または一般的行政行為等について人民の代表を監督する手続きと同様、人民の審査 (*censure du peuple*) に関する第八篇に規定されている。」すなわち、五〇名以上の市民が署名した請願が第一次集会の事務部に送付されると、次の日曜日に第一次集会が召集され、過半数の賛成で審議が支持されると、当該市町村管内の全第一次集会が集められる。ついで、市町村内の第一次集会で投票した市民の過半数が当該事項の審議に賛成すると、県内の全第一次集会が集められ、議決が行われる(第八篇一〇一二条)。その結果、過半数の市民の賛成がえられた場合には、県行政機関が立法院に審議を要請し、議員・委員の全員に伝達される(同一三〇一四一条)。立法院では、委員の報告の後に、審議の継続の可否を記名投票により採決し、過半数が承認した場合には、正式に法律案となって審議・採択される(同一六〇一八条)。この過程で、審議打切や提案が否決された場合には、その結果と先決問題 (*question préalable*) についての審議内容が各県に伝達される(同一九条)。先決問題についての決議 (*decree*) や提案の根拠となる法律を廃止することが他の県の第一次集会で要請された場合には、立法院は直ちに共和国の全第一次集会を召集し、「以下の提案を承認もしくは否認した、何月何日の立法院の決議の廃止について、審議の余地があるか否か」という所定の様式で、審議の可否を問わなければならない(同一二〇一二条)。この全第一次集会における投票の過半数が、所定の問題についての立法院の決議の廃止について審議の余地があることを認められた時は、立法院は改選され、当該決議に賛成した議員は、一定期間議員に選出または再選されない(同一二〇一二条)。この規定に従って新たに選出された議会は、二週間以内に当該決議の廃止問題を審議しなければならず、その議決の内容は拒否権行使の対象となる(同一二六条)。

以上のように、法律の制定・改廃についての人民の発議が、市町村および県における全第一次集会の過半数の支持を条件として立法院に提出され、議決されうるの制度が採用されていた。それは、あくまでも発案権であり、法律

の制定・改廃について立法府を拘束するものではないが、人民の意思を反映させる為の配慮として、人民の提案が否決された場合の理由開示と、議員の責任追求を可能とするための記名投票の方法が定められた。また、人民の発議に対する立法府の決議を廃止することが第一次集会の多数の意思である場合には、その決議に加担した議員の再選禁止と議会の改選が定められ、人民の議会解散権と議員の罷免権が部分的に保障された。しかも、一県の第一次集会の意思と他県のそれとが異なる場合、および立法府とこれらの二県の意思が異なる場合には、全第一次集会が召集されることが義務づけられており、県や地域による利害・意思の対立が存在した当時においては、その可能性はかなり高いものと予測されていたことが窺える。

さらに、以上のような人民の法律発案権が人民の拒否権と相互補完的に保障されていたことが注目される。第二〇条以下の規定に示されるように、人民の発議と異なる決議を行った立法府は一定の条件下で解散を余儀なくされ、改選後の議会も当該事項の審議を義務づけられた上、その議決の内容が全第一次集会の拒否権 (*droit de censure*) 行使の対象とされたことよって、当該事項の審議がとどめもなく繰り返されることになる。<sup>(13)</sup> このほか、「すべての法律および憲法に違反するすべての立法行為は、拒否権の行使に服せしめられる(同二七条)」という原則にそって、立法行為についての人民の拒否権が、第八篇で規定される人民の代表に対する監督の一環として保障されている。その手続きに関する特別の規定はないが、発案手続きとの関連からして、全第一次集会の市民は、記名の上、当該立法行為について、賛成または反対のいずれかを投票用紙に記入する(もしくは、事務局員に記入してもらい)ものと解される(第四篇第五節第五條)。しかし、以上のような人民の審査 (*consenté*) 手続きには、その複雑さと実効困難さからくる欠陥があり、それを予想してか、実質上その機能を抑制しようするような二つの配慮がなされていた。まず、第一は、人民の拒否権発動に拘わらず、立法府が採択した法律の暫定的な施行が厳格に承認されていることである(第八篇第二九條)。これは、コンドルセによって、法的安定性を確保するためであると



説明されていた。<sup>(14)</sup>第二は、拒否権の対象が法律に限定されていることである。すなわち、デクレおよび単なる行政行為、地方的・局部的利益に関する議決、公務員に対する監督および警察の実施、一般的安全のための措置などは、それらが更新されたのではない場合に、形式的に拒否権の行使から除外されることが定められた(同二八条)。

また、ジロンド憲法草案の意思決定手続きでは、以上のような人民発案権と拒否権に基礎をおく立法手続きの他に、立法府の諮問に基づいて人民が最終的決定権を行使するいわゆる諮問的レフェレンダムの制度が採用されていた。「立法府は、適切と判断する場合には、いつでも、本質的に共和国全体の利益に関する問題について第一次集會に集合した市民の要望を諮問することができ」(同第三〇条)であり、この場合には、同時に全第一次集會が召集され、投票人は單純に賛否のみで答えることとされた。第八篇には、このほか、法律に対する拒否権行使とは別に、市民の個別的利益に関して請願をする権利、公務員の権力濫用・法規侵犯の場合に、市民が裁判所に提訴する権利も定められた(同三一～三三条)。

さて、以上のような意思決定手続きは、コンドルセがすべての法律を義務的なレフェレンダムに服せしむる制度よりも実効性があるものとして、代表制と調和すべく構想したものである。しかし、現実には、その実効性の問題を含めて種々の限界が認められる。

第一に、人民による意思決定を原則とする人民主権の立場からすれば、(憲法の改廃についての直接的な手続きは別として)立法についての最終決定権を立法府に委ね、人民の拒否権行使の場合にも、法律の暫定的な施行を認める制度は、本質的にこの原則に抵触するのではないかという疑問が生じる。<sup>(15)</sup>第二に、ジロンド憲法草案で確立された人民の発案権・拒否権は、立法府を最終的に拘束しえない点で無力であることが指摘される。<sup>(16)</sup>第三に、人民の拒否権に服する立法行為が法律に限定され、広範な内容をもつデクレが除外されていることは、人民の介入を骨抜きにしうる点で限界がある。<sup>(17)</sup>とくに、一七九三年憲法では法律事項とされている租税の賦課や税率、宣戦布告など、

一般的な性格をもつものがデクレ事項に含められていることは問題である。第四に、第一次集会における市民の主権行使の面でのブルジョアの性格、たとえば、発議権等行使する際の第一次集会での票決は、記名投票でなされ、投票の秘密が保障されていることの問題性が指摘される。<sup>19)</sup>第五に、憲法改廃のための国民公会召集について、人民は発議のみなしえて改正草案の内容について（一七九三年憲法のように）限定する機能を果たしえないことが指摘される。（もともと、第八篇第二条の手続きからすれば、改正内容の提案も含まれると解することも可能ないようにみえる。）

総じて、ジロンド憲法草案の意思決定手続きには、無視しえない限界、不備が存在している。しかし、このような限界を認める場合にも、それを人民主権原理内での不十分さと捉えるか、人民主権原理とは本質的に異なる原理、すなわち、国民主権原理に適合的なものと捉えるか、は別に検討すべきことがらである。周知のとおり、ジロンド憲法草案は、代表制を基本的に承認しつつ、直接制の手続きを導入した点で、一般に今日の憲法学でいう「半代表制」もしくは狭義の「半直接制」の憲法として理解されてきたが、その制度の基礎に国民主権原理を見出すか人民主権原理を見出すかについては、見解が分かれている。<sup>19)</sup>この問題は、主権原理・代表原理についての概念規定に深く係わっているため、それを明確にすることなくして択一的な回答を求めることは不可能であるが、本稿では、ジロンド憲法草案の以上のような限界から直ちに、それが人民主権と対立する国民主権原理に適合的なものと解することには躊躇せざるをえない。当時の革命状況における制度の実効性の問題を別としても、以上のような人民の発案権・拒否権、諮問的レフェレンダムによる人民の立法への介入と憲法改廃についての直接の手続き、および第八篇で確立された人民の代表に対する審査の手続きからして、ジロンド憲法草案と次にみる一七九三年憲法との間に主権原理における質的差異を見出すことは、さほど容易なことではないように思われるからである。

#### ④執行監督手続きと行政府

コンドルセにおいては、共和国の存立を保障する諸権力のなかで最も重要なものは立法権であり、一旦表明された国家意思を執行するにすぎない行政権は、必ずしも真の権力といえるものではなかったといえる。<sup>(20)</sup> にも拘わらず、ジロンド憲法草案は、立法院に関する項目よりも行政府に関する項目を前におき、しかも地方行政府の機構を先に規定した。これは、各県の第一次集会での主権行使を担う市民にとって地方行政の方が身近な問題であった為であり、これとの関係から次に中央の行政機構に関する規定がおかれたものと考えられる。この意味では、ジロンド憲法草案の構成等から即座に行政権の優位という特徴を引き出すことはできない。<sup>(21)</sup> たとえ、コンドルセが共和国の統一を確保するという観点から行政権の強化を企図していたにせよ、次にみるような諸規定からは、立法権に対する行政権の優位という構造は見出せないであろう。

(i) ジロンド憲法草案における地方行政組織は、第一篇で明らかにされた共和国—県—市町村 (communes) —区 (sections municipales) という領土の区分を前提にしており、各県に行政評議会 (conseil administratif)、各市町村行政機関 (administration de commune ou municipalité)、各区にその支所がおかれた (第四篇第一節 第一条)。各県の行政評議会は、県内の第一次集会で市民から直接選出された一八名の委員からなり、そのうち最多得票の二名を含む四名が執行部 (Directoire) を形成した (同二・一三三条、第二節 第四条)。県の行政官 (行政評議会委員) は、主として直接税の賦課や会計、請願の審議等の任務をもち、共和国全土において、法律の施行と一般行政事務について、政府の受任者 (délégué) であると同時に、地域の利害に関するすべてについて管轄内の市民の代理人 (agent) とみなされた (同二〇・一一一条)。中央政府との関係では、彼等は、本来的に行政評議会 (conseil exécutif) の命令に従属する (同二二条) ことが定められ、フェデリスムよりもむしろ中央集権的な統治機構が形成されていた。コンドルセの趣旨説明でも明らかにされていたように、従来の地方の代理官にかわって、国民委員 (commissaire nationale) が、執行評議会によって執行部構成員以外の行政評議会委員の中から選

出され、法律の施行の監視と執行評議会との連絡の任務を与えられたこと(同一五条)は、このことをよく示していた。<sup>(22)</sup>また、県の行政官をその行政行為について裁判に付するためには、執行部や執行評議会の議決を要すること(同一二条)や、執行評議会が、法律に違反しまたは公共の安寧や国家の安全を害する行政行為を無効にする責務をおうこと(第五篇第八条)等を定めた規定にも、中央集権的特色を見出すことができる。

一方、立法府との関係では、県の行政機関は、いかなる場合にも法律の執行を停止・変更し、もしくは新規定により補充しえないものとされ(同一九条)、職務が蔽密に限定されていた。また、市民との関係では、県の行政官は、市民の利益を代弁する代理人とされ、行政評議会委員の公選制、二年任期(一年毎の半数改選)制のほかにも、県行政機関の審議の公開制(第一六条)が保障されるなど、主権者のコントロールへの配慮が存在していた。(ii) 次に、中央の行政機構としての共和国執行評議会については、第五篇で詳細に規定された。共和国執行評議会は、七名の大臣と一名の書記官長からなり、これらの構成員は、各々別個に、第一次集会で直接公選される。その方法については選挙制度の項ですでにふれたが、まず、全国から一名の候補者を指名する各県の推薦投票をもとに一三名からなる候補者名簿が作成され、それに基づいて、各第一次集会で本選挙が行われる(第五篇第二節參照)。執行評議会の任期は二年で、毎年半数ごとに改選され、再選も認められる(同一〇条)。

このような頻繁な改選と再選の可能性は、人民の執行権へのコントロールを強めるものであり、改選時において実質的な罷免権を行使しうることを意味している。人民による直接的な責任追求手続きや罷免権については、無能力または重過失の場合の罷免、死亡、辞任・病気等の場合の交替の場合(第五篇第二節第三一―三三条)しか明示されてはいないが、人民の代表に対する監督・審査権を定める第八篇の規定が一般的な行政行為をも対象としていること(第八篇第一条)、公務員の権限濫用や法律違反について裁判に付す権利が市民の権利として保障され(同一三条)、執行評議会構成員の犯罪を裁く為に国民陪審委員会が形成される(第一〇篇第五節)ことなどからすれば、

人民の執行監督についての配慮が存在したことが窺える。また、執行評議会の権力濫用の危険を予想して譴責手続きについての多くの規定がおかれたこともその関連で捉えることができる(第五篇第一節第二一―三〇条)。

このほか、シロンド憲法草案では、以上のような人民による直接的なコントロールの手段に加えて、行政府を立法院に従属させる構造も存在したようにみえる。執行評議会の構成員は、在任中又は退任後は、立法院の議決を要件として裁判に付され、解任あるいは瀆職罪のいずれで追及するかが決められることとされ(同二一・二四条)、大臣の責任追求が、立法院の議決に依存する手続きが構想されていたこともその例である。また、執行評議会は、毎年、立法期の終りに行政機関の諸経費を立法院に報告し、濫費を指摘する義務がある(同篇第三節第一条)ほか、執行評議会構成員は議會への出席と報告を立法院から求められることが定められていた(同六条)。

さらに、執行評議会の任務は、立法院の制定する法律とデクレを執行し、執行させる任務に限定され(同篇第一節第四条)、いかなる場合にも、法律およびデクレの規定を変更したり、拡張または(拡張)解釈したりすることは禁じられていた(同六条)。立法に関する発案権や拒否権は何等認められてはおらず、議會の解散権がないこと(23)もいうまでもない。このことは、コンドルセが、大臣たちは立法院の *organe* であり、その創始者であつてはならないことを述べ、大臣の公選制を定めたのもそれが人民の代表者だからではなく人民の公僕だからであると指摘したことにも示される。ここでは、人民―立法院―行政府というヒエラルキーを確立して立法院への権力集中制を實現した一七九三年憲法ほどにはその構造が明確ではないにせよ、一七九一年憲法のような権力分立制ではなく、むしろ立法院の優位に基づく一定の権力集中制が採用されていたと考えることができるであろう。(24)

総じて、シロンド憲法草案と一七九三年憲法との主要な差異は、前者が行政担当者の直接公選制を採用していたのに対して、後者が間接選挙制にとどまっていたこと、そして、前者が行政府に対する人民の直接的なコントロールをめざしていたのに対して、後者は議會による統制をめざしていたことにある。(別言すれば、シロンド憲法草案

が立法府・執行府に対する人民の直接統治型であるのに対して、一七九三年憲法は立法府集権型であるといえる。この点では、行政官は何ら代表の性格をもたないことを主張するコンドルセの意図に反して、ジロンド憲法草案では、直接公選による行政担当者（とりわけ執行評議会の構成員）が、立法府の議員と同様に（あるいは、その選出が各県単位でなく全国の範囲でなされることなどからすれば、議員以上に）民主的正統性をもった国民代表として機能しうることを示している。国民公会で、サン・ジュストが批判したのも、このような行政権の肥大化と権力濫用の危険を考慮してのことであった。<sup>26</sup> たしかに、行政府への直接的介入を認めることは、その運用如何では危険な側面をもっているが、このことから逆に、ジロンド憲法草案においては、行政府の優位にたつ権力分立原則が導かれていてと解することは疑問であろう。憲法学上の人民主権原理との関係からしても、人民の直接的介入を認める構造自体が、規範論理上これに適合的でない<sup>27</sup>と解するかどうか、さらに検討に値しよう。本稿では、後に、ロベスピエール派の憲法原理との対比からこの問題をとりあげることとしたい。

(1) A. P., I. s., t. 58, pp. 585—586.

(2) A. P., I. s., t. 58, pp. 594—595.

(3) フランス革命期における選挙権の本質論（選挙権論）の二系譜とその展開については、すでに別稿で検討している。で、拙稿「フランス革命期の選挙権論」一橋論叢七八巻六号五四頁以下、「フランスにおける選挙権論の展開(1)〜(9)完」法律時報五二巻四〜六号を参照されたい。なお、ここではコンドルセの見解を「選挙権権利説」の系譜に属するものとして理解しているが、コンドルセの見解は彼特有の自然権理論に依拠するものであり、今日の憲法学において、人民主権原理と論理的に結合するものとして主張されている権利説（主権的権利説あるいは人民主権論に基礎をおく権利説）の立場とは異なることに注意が必要である。人民主権論に基礎をおく今日の権利説では、選挙権の本質は、（コンドルセのような自然権説とは異なって）主権者を構成する市民の権利（意思決定能力をもった成年としての主権者の個人的権利）として理解され、（自然法学説として今日まで非難されてきたような「選挙権権利説」とは異なって）実定法上の権利として構築されている（この点については、拙稿「選挙権の本質と選挙原則」一橋論叢八六巻二七〇頁以下を

参照されたこと。

(4) このようなコンドルセの選挙権論が、「選挙権権利説」(↓人民主権原理)の系譜に属するものであることは、フランス公法学においてもエスマン、デュギー、カレ・ド・マルベルなどをはじめ、多くの学者によって承認されてきた(前節②の注②)を示したA. Esmein, *op. cit.*, pp. 355—356; R. Carré de Malberg, *op. cit.*, t. 2, p. 426 など参照)。これに対して、最近では、コンドルセが選挙を主権行使の内容ではなく、単なる職務として捉えているとする見解も散見される(G. Baout, *op. cit.*, pp. 43 et s.)。この見解については、根拠と思われるコンドルセの文言(「第一次集会で人民が主権的権利あるいは選挙の職務を行使する」という箇所)における「職務」の語が、選挙権論における「公務」(社会的義務)を意味するか否かが問題であるほか、国民主権と人民主権との対立的把握に批判的なこの著者が、シロンド憲法草案の選挙権論・主権論をどのように理解しているのかは必ずしも明瞭ではなく検討の余地を残している。また、わが国でも、シロンド憲法草案の主権原理を人民主権として理解することに疑問を提示した杉原教授の問題提起にそって、これを「選挙権公務説」⇨国民主権という枠組みで理解する見解が表明されている(伊藤良弘「シロンド憲法における主権論⇨選挙権論」一橋論叢八五巻三号一四四頁以下)が、コンドルセの見解が(その「権利説まがいの表現」(?)にも拘わらず)本質的に公務説であることを証明する直接的な論拠が必ずしも十分に提示されているわけではない。また、制限・間接選挙制を正当化するために主張されたバルナーブやトゥーレらの選挙権公務説と、普通・直接選挙制を採用するコンドルセの見解の異同についても、彼の憲法思想に遡って論究されているわけではないようにみえる。コンドルセの憲法思想の検討からも明らかのように、コンドルセは、それ自体に一定の矛盾(例えば、コンドルセが革命以前において、選挙権を自然権と捉えながらも制限選挙制を容認していたこと)を含みながらも、選挙権などの諸権利を「*sensible*」*と*「*raisonnable*」な人間の本性に由来する「権利」(政治的権利)と解していたのであり、フランス公法学説がコンドルセの見解を「選挙権権利説」の系譜で捉えたのもその故である、と考えられる。しかし、コンドルセのような自然権思想が、「政治状況の変化如何に従って『政治的諸権利』の行使形態を自由に變化させ得、かつそのことを『正義の法』の名で正当化し得る(一五九頁)」点で、非民主的な本質を隠蔽しうる危険を内包していたことの示唆、そして、そのことがルソーとコンドルセの分岐点であったことの指摘(一六〇頁)は重要であり、ここで提起された問題は、すでに指摘したようなコンドルセらの権利概念の問題と併せて今後も再検討を要するものであるといえよう。また、一七九三年憲法の本質と限界を問題にする本稿の目的からすれば、シロンド憲法⇨選挙権公務説⇨国民主

権という理解が、一七九三年憲法の理解とどのような関係にたつかという点についてもご教示を待ちたいと思う。すなわち、一七九三年憲法を選挙権利説Ⅱ人民主権という枠組みで捉えるとすれば、主権論・半代表制論におけるシロンド憲法と一七九三年憲法との質的差異のみならず、選挙権論における質的差異（とりわけ一七九三年憲法における選挙権利説の採用）をどのように論証するかが問題になるであろうし、また、反対に、一七九三年憲法をもシロンド憲法と同様に、選挙権公務説Ⅱ国民主権の枠組みで捉えるとすれば、従来のフランスやわが国における大多数の見解を覆すための十分な論拠あるいは全く新たな概念規定の提示が必要とされるだろうからである。

(5) A.P., I. s., t. 58, pp. 596—599.

(6) シロンド憲法草案における選挙制度の概要については、樋口謹一前掲論文（桑原編『フランス革命の研究』所収）一〇八頁以下、岡田前掲論文（北大法学論集二九巻二号）八二頁以下など参照。

(7) A.P., I. s., t. 58, pp. 599.

(8) シロンド憲法草案の選挙制度の欠点については、「この選挙法は、ブルジョワジーの永久政権を可能にするもの」とする樋口謹一教授の指摘（前掲一〇九頁）や、「外見上、綿密に尊重された人民主権の美名に隠れて、一階級の支配が組織され、永続化されるだろう」とするマティエの指摘（A. Mathiez, 'La Constitution de 1793', A. H. R. F., 1928, t. 5, p. 506）などが注目されるが、その選挙方法を実現する場合に考えられるブルジョワジーの利益の問題と、憲法学の規範論理上、人民主権原理に適合的であるか否かという問題は、別に考察されるべきであろう。なお、このような選挙制度に対しては、モンターニュ派のエロード・セシエルは、選挙における人民の疲弊を問題にし（A.P., I. s., t. 66, pp. 258）、「ロンスビエールも、暇のある金もちだけが選挙に参加しうる結果になると批判していた（J. Godschot, op. cit., p. 278）。

(9) マティエは、推薦投票の記名制は地方貴族の投票への介入を強めると評価した。A. Mathiez, op. cit., p. 506.

(10) 本稿第二章一（成城法学二〇号）一三〇—一三二頁を参照されたい。ここでは、秘密選挙原則の問題よりも、むしろ、被選挙資格の制限を撤廃した反面、候補者選定のための予備選挙を採用したことで、立候補権が実質的に制約された点の方が問題となるように思われる。

(11) この点では、後にみるように、シロンド憲法草案とモンターニュ派の一七九三年憲法とは、統治構造が異なっていることがわかる。一七九三年憲法では、人民の直接選挙による代表が立法院の議員に限られ、行政府の構成員は間接選



挙に留められたこともあって、立法院に権力が集中され、人民—立法院—行政府という垂直的な権力構造が構想されたが、人民が、立法院の議員のみならず執行府の構成員らすべて直接選出するシロンド憲法草案では、このような立法院集権型の構造がとられないのは、当然のこととなるろう。したがって、このことをもって、シロンド憲法草案は人民主権に適合的でないとして解することは、人民主権に適合的な民主的統治機構の在りかたを不当に狭めるものであるといえよう。ちなみに、ルソーの人民主権論では、執行権の担当者は人民の公僕であり、人民は好きな時に、彼等を任命し解任しうるということが要請されている (J. J. Rousseau, *Du Contrat social*, I, III, ch. XIII. ルソー『社会契約説』(桑原訳一四〇頁参照))。

(12) A. P., I. s., t. 58, pp. 584 et s. ロンペルセは、ここで「共和国の広さが、代表制の憲法しか提案することを許さない」というのは、受任者 (délégués) がその委任のなかで表明された特殊な願望にしたがって、一般的な意思を形成するような憲法は、単に法案起草者の機能を果たすにすぎない議員が、一時的な支配権も得ないで、即座にすべての法律を市民の承認のもとにおかなければならないような憲法よりも、やはり実質可能性が少ないであろう」と述べ、まず命令的委任制度を否認した上で、現実可能な意思決定方法を検討した。

(13) 本稿では、シロンド憲法草案第八篇第二六条以下の *droit de censure* の語には「拒否権」の訳語を与え、同篇における広義の「人民の審査 (censure)」と区別をしているが、ここでいう拒否権は、一般に半直接制の一態様と解され、一七九三年憲法について後にも見るような人民拒否 (*veto populaire*) と同じものではない。人民発案権と組合わされた拒否権行使によって、シロンド憲法草案における立法手続きが、果てしなく複雑で非現実的なものとなることについては、F. Alengry, *op. cit.*, pp. 578, 583 et s.; Gasnier-Duparc, *op. cit.*, pp. 182 et t.; M. Fraysinet, *op. cit.*, pp. 216 et s. など参照。

(14) A. P., I. s., t. 58, p. 587; Gasnier-Duparc, *op. cit.*, p. 182 参照。

(15) 杉原『国民主権の研究』二九二—二九三頁参照。この立場は、命令的委任制度やレフェレンダムによって、人民に最終的な意思決定権が帰属されない限り (すべての法律について立法院の役割を単なる法案作成に留めないかぎり) 人民主権の成立を認めないとするものである。ここでは、立法院に立法権が専属し、人民拒否権の発動以前に法律が有効に施行されるシロンド憲法草案の手續きは、人民主権原理に適合せず国民主権の範疇に入るものとされるが、すべての法律をレフェレンダムに付することの実際上の困難さからすれば、命令的委任制度を採用しない今日の代議政体において

は人民主権の実現はほとんど不可能に近くなるものと思われる。また、このような憲法理論上の問題とは別に、民主権という概念の歴史性を重視する場合には、コンドルセをはじめとする当時の議員達は、全法律にレフエレンダムを用いえない場合の次善策として、人民の発案権と拒否権を人民の直接行使に委ねる制度をもって人民主権原理に適合するものと考えていたことに留意する必要がある。

- (16) この点も、シロンド憲法草案における人民の立法参加手続きの重大な限界であることは確かである（杉原前掲書二九三頁、前掲注(13)記載の諸文献参照）。もっとも、発案権・拒否権の本来的な性格からすればそれが最終決定権を保障しえないことは予想される所であり、発案権の拘束力を高めるために採用された立法府の解散や関係議員の再選禁止による実質的な罷免権の保障の方こそ注目すべきという考え方も成立しうる。また、発案権と拒否権の一方のみ、あるいは双方が相互に関係なく保障されている場合と異なり、両者が相互補完的に制度化されていることは、人民による意思決定の原則に関して、次にみる一七九三年憲法の場合に匹敵（あるいはその実効性如何においてはそれを超越）する内容であることもあながち否定しえないように思われる。第一次集会における発案権・拒否権行使の実効性、全県、全国の第一次集会で過半数の賛成をえる可能性の問題についていえば、（この点は、ジャコバン派のみならず多くの歴史家によって、その手続きの複雑さと非実効性が批判されてきたところであるが）当時の地域別の利害対立状況や県単位での意思形成を基礎とするシロンド派の地方分権論などと併せて理解するならば、シロンド憲法草案の発案権・拒否権行使の連続さは、一七九三年憲法の場合と比較しても、必ずしも実現不可能と断定することはできないようにも思われる。

(17) 杉原前掲書二九三頁のほか、G. Baetf, op. cit., p. 45 にも指摘されている。

(18) この問題については、すでに選挙制度に関連してのべたように、当時は未だ今日のような秘密投票原則が確立されてはおらず、革命状況では秘密選挙制が民主的であり民衆の利益に適したかどうかは断定しえない面がある。

(19) 半代表制論と主権原理との理論的關係をめぐる学説の対立については、すでに本稿序章で概観したのでここでは割愛する。フランス憲法学における半代表制論が、男子普通選挙の定着と政党政治の発達を背景とする第三共和制期以降の憲法制度を分析するための一つの道具概念であったことからすれば、それをフランス革命期憲法に直接あてはめることには躊躇を禁じえないが、その点を別としても、今日の半代表制論はなおも論者によってその内容が異なっており、その検討には厳密な概念規定が必要であるように思われる。本稿では、フランス憲法学における純代表制・半代表制・半

- 直接制・直接制という四分説を採用し、一七九三年憲法とシロンド憲法草案の諸制度をロフフェンダム・人民拒否・人民発案を内容とする半直接制に対応するものとして、位置づけられているが、その検討は次節で行うことにする。
- (20) M. Frayssinet, *op. cit.*, p. 186; F. Alengry, *op. cit.*, pp. 500 et s., 553 et s.; Gasnier-Duparc, *op. cit.*, pp. 100 et s. なお、立法権についても、それが人民の多数意思に從属する限りならずしては眞の権力といえなうこととなる。この点については、Condorcet, "De la nature des pouvoirs politiques", *Oeuvres*, t. X, pp. 591 et s.; F. Alengry, *op. cit.*, p. 495 参照。
- (21) 例えば、A. Mathiez, "La constitution de 1793", *op. cit.*, p. 502, などでは、とくに行政権の強化をシロンド憲法草案の特徴として強調している。
- (22) 本稿第三章一(1)(b)②(一六八頁)を参照された。
- (23) A. P., I. s., t. 58, p. 591 参照。
- (24) ここで議會中心立法主義が保障されていることから、表面的には、権力分立原則が維持されているという解釈も導くことができる。しかし、本稿では当面このように解しておき、一七九三年憲法およびロヘスビエール派の憲法原理の検討のなかで再論することにする。
- なお、シロンド憲法草案では、司法作用は立法府や行政府によって行使されえないことが言明され(第一〇篇第一節第五條)、司法行政が執行評議会の監督に服する(第五篇第一節第七條)ことを例外として、司法作用の独立性を認めている。このことは、裁判官の身分保障(同七條)に関する一般規定にも窺えるが、反面、一年任期の治安判事や半年任期の民事陪審員さらには二年任期の刑事裁判官・検事、司法監察委員等について、人民による広範な直接選挙制を確立したことは(間接選挙制を採用した一七九三年憲法との対比からしても)、人民の司法作用への参加に留意したものである。注目をされる。
- (25) サン・ジユーストの批判については、A. P., I. s., t. 63, pp. 202—203; F. Alengry, *op. cit.*, pp. 267, 560 など参照。その内容については、第三章三(ロヘスビエール派の憲法原理)で検討する。

(ついでに) みよこ 本学助教教授

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO